
平成22年 第3回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成22年3月11日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成22年3月11日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	—————	谷 口 秀 人君	書記	—————	伊 藤 真君
			書記	—————	本 田 秀 和君
			書記	—————	加 藤 潤君
			書記	—————	吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	財政室長	—————	唯 清 視君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	米 澤 睦 雄君	町民生活課長	—————	分 倉 善 文君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	三 鴨 義 文君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君
産業課長	—————	景 山 毅君	農業委員会事務局長	—————	真 壁 紹 範君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

4 番、植田均君、5 番、景山浩君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾共三です。ただいまからこの場から質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

同和対策事業の廃止を求めて質問いたします。

同和地区への差別は、戦後から今日に至る間に大きく減少し、解消してきました。これには2つの要因があります。一つは、日本国憲法が制定され、基本的人権が制定され、これに基づいた諸施策があらゆる行政面において推進されたこと。もう一つは、同和対策事業が33年間、約16兆円もの巨額を投じて行われ、同和地区外との格差が大幅に解消されたこと。この2つが根本的な理由だと考えます。

この結果、先進的な自治体においては、部落差別解消宣言を発表し、地域を限定した同和予算の計上をやめ、一般予算の中で公平で平等な施策として対応することが行われております。この対応は、予算配分の次元を超えて積極的なねらいがあります。同和という名前を残し、特別な対応をすれば差別をいつまでも残すことになり、差別解消の妨げになることが理論的にも現実的な施策の上でも明らかになってきたからであります。

同和問題の解決とは、1つに、部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること。2つは、部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受けられない状況が作り出されること。3つ目に、地域社会で自由な社会的交流が発展し、連帯、融合が実現することです。以上のことから質問いたします。

1つは、過去5年間の同和予算の総額と主な支出、費目ごとの予算をお聞きします。

2つには、南部町同和対策にかかわる固定資産税の減免措置、これは要綱、これに規定する過去5年間の減免額を聞きます。

3つ目に、町同和事業推進協議会への過去5年間の補助金と、その用途について聞くものであります。

4つ目に、同和対策事業が国においては廃止されたのに、継続している理由は何でしょうか。これもお聞きします。

5つ目に、同和対策事業を廃止することを求めますが、どのように考えておられるのかお聞きするものであります。

以上、この場からの質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

同和対策事業の廃止を求めるといってございまして、まず1点目でございますけれども、過去5年間の人権対策関係予算の総額は1億8,688万9,000円でございます。このうち同和対策関係予算は、人権対策事務費のうち同和事業推進協議会への補助金、隣保館費、児童館費、老人館費と進学奨励金でございます。5年間の総額は、それぞれ南部町同和事業推進協議会補助金が1,570万円、隣保館費8,544万8,000円、児童館費3,905万4,000円、老人館費167万9,000円でございます。進学奨励金につきましては、今年度より同和地区に限らず町内全域を対象を拡大していますが、今年度予算額も含め1,141万3,000円となっております。

次に、南部町同和対策に係る固定資産税の過去5年間の減免額でございますが、平成17年が262万800円、18年、242万1,900円、19年、236万2,500円、20年、232万800円、21年、今年度は227万5,500円であり、5年間合計で1,200万1,500円でございます。

第3点目は、南部町同和事業推進協議会への補助金でございます。平成17年度、360万円、18年度、330万円、19年度は300万円の予算に対しまして不用額が生じたので、実質258万2,609円、平成20年度も同様であり、実質247万4,370円となっております。平成21年度につきましては280万円を当初予算で組み、支出いたしております。用途につきましては、県内外で行われます各種の研究集会や大会の参加にかかわる旅費、宿泊費が主なものとなっております。

次に、同和対策事業が国においては廃止されたのに、継続している理由についてでございます。議員も御承知のように、昭和44年に制定されました同和対策特別措置法は、それに続く地対法、地対財特法と引き継がれ、平成14年3月末に失効しております。しかしながら、法がなくなっ

たからといって、部落差別がなくなったとは認識しておりません。特別措置法という法を根拠とした同和対策行政から、部落差別の実態を踏まえた地域の実情と課題に対応した同和対策行政を基本に、人権教育や啓発活動を引き続き推進していかなければならない現状にあると考えております。

平成8年の地域改善対策協議会意見具申でも述べられていますように、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないこと、また一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ちおくれのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性などの確な把握に努めてながら、真摯に施策を実施していくことが求められていると考えております。

同和対策行政とは、部落差別をなくすための一切の行政を意味するものであり、今後も引き続き特別対策として対応するもの、部落差別の解決のために一般施策を活用するもの、いずれも同和対策行政であり、同和対策事業であると認識をいたしております。

最後に、同和対策事業費を廃止することを求めるということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、部落差別が現存する今日、一般施策を含め、同和対策事業を廃止することは考えておりません。平成12年、鳥取県が実施しました同和地区実態把握等調査及び同和問題についての県民意識調査及び平成17年の同和問題についての県民意識調査の結果を見ますと、同和地区の実態は、道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきてはいますが、教育、就労、産業などの面で、なお解決すべき課題が残っておりますし、結婚差別など差別意識が現存していることは事実であります。

また、平成17年の県民意識調査と同時に行いました南部町民意識調査を見ますと、本町は県平均に及ばない数値となっていることは議員も御存じのことと思います。こうした現状を踏まえ、南部町発足と同時に制定いたしました南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例、さらには平成18年に制定いたしました南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす総合計画を柱にし、一人一人の人権が尊重される人権が大黒柱の町づくりの取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

同和対策行政は、人権行政の原点であり、主要な柱であります。21世紀は人権の世紀と言われておりますように、人権尊重のまちづくりは本町の重要な政策課題であります。そういった意味からも、私のマニフェストの一番最初に示させていただいているわけであります。これまでの同和対策行政の成果を踏まえ、部落差別を初め、あらゆる差別をなくす人権行政を一層推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再質問いたしますので、答弁の方をよろしく願います。

まず最初にお聞きするんですけども、先ほどこの同和対策に関する予算の総額が言われたんですけども、これだけの金額を答えられたんですけど、どのような効果があって、それをどう認識されてるのかということをまずお聞きしますので、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。どのように金額面から見て認識をしてるのかということでございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、あるいは亀尾議員さんの御指摘の中にもございましたように、まず一つは、環境面で一定の改善というものが着実にあったというぐあいに思っておりますし、それから意識の面、こういう面も一定レベルまでは改善をしつつあるというぐあいに認識をいたしております。それが金額とどう照らし合わせるのかというのが非常に難しい話でないのかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 改めてお聞きするんですけども、財特法ができてから、先ほど答弁があったんですけども、33年間ですね。全国総額でいうと約16兆円のお金をつぎ込んで事業を行った。その一番の目的は何かといいますと、地域環境ですね、これが非常におくれてるというので、特別に手だてをやったんですよ。その中で、今、教育長も言われたように、環境の改善ということなんですけども、国の方では、もうこれは終わったと、周辺地域と格差がなくなったということで、やめたと思うんですよ。にもかかわらず、まだこれをやられるというのは、南部町ではどこの面でおくれてるのかということ再度聞くんですが、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。皆さん方が、あるいは私も先ほど申し上げた中の一部にはそうなんですけれども、町長答弁にもございましたけれども、いわゆる目に見える部分ですね、地区内の道路が改善をされたとか、あすこの橋が立派になったとか、いわゆる目に見える部分について改善がなされたというような認識だろうというぐあいに思いますけれども、先ほど答弁にもございましたように、就労だとか産業だとか、そういうなかなか目に見えない部分、そういうものがまだ十分に改善をされたというようには言い切れないというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はどうもわかりません。目に見えない部分というのは、個人い

ろいろだと思いますよ。限られた集落の方だけがそういう状況に置かれてるんでしょうか。具体的に言ってください。件数もわかれば言ってください。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時17分休憩

午前9時18分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） お答えいたします。教育長でございます。

それは、就業構造といいたいでしょうか、お勤めの身分といいたいでしょうか、そういうものが十分でない。いわゆる正規社員でなかったり、そういう割合がまだ多いというぐあいに認識をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどもお聞きしたんですが、数値で言ってほしいんです。例えば臨時雇用が数値が集落の方は何%、それで、そうでないところ、地区外の方が何%か、それを言ってもらわないと、そういういいかげんと言っちゃ失礼ですが、数値で示されないことには私は理解できませんので、数値で言ってください。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。目に見えないものを数値で言えというのがそもそも無理でございますが、具体的に報告をされております差別事象というものが最近、昨年、日野町の滝山公園の大山トイレ内に2回、落書きがされておるといような報告がございます。そういう目に見えないものが具体的にあらわれた、そういう例でありますね。それから、ちょうど今、相談件数は数値を持っておりませんが、県に対しての相談件数が相当数あったという報告も受けております。

なかなか亀尾議員のおっしゃる目に見えないものを数値であらわせというのは、なかなか難しいわけですが、心にあることがやっぱり表面に出る、そういうことが差別事象というぐあいにとらえて我々は問題にしているわけです。特に最近、これは件数なんていうのはわかりません。インターネットの差別書き込みですね、これらは何件かはわかりませんが、物すごい量の書き込みがっております。そういう事実というものをもうちょっと直視をしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） わかりました、答弁で。結局何か言っても、具体的なことがわからん限りは、目に見えない部分なんていうことは、そもそもこれはおかしい話ですよ。ということとは、先ほど、これにいつまでもかかわることはないですけど、一つ、町長の答弁であったんですけど、日野町で落書きがあった、あるいは県の相談件数が多いということなんですけど、私は、落書きが一体どういう事情でやられたとか、そういうことはわからんでしょう。落書きがあったら、それは消せばいいことで、先ほど言ったように、そういうことを受け入れられないような社会をつくるということが、これが発端なんです。私が言うのは、いつまでもこのことをやるのが果たしてそうなのかということなんです。私は、そういう数値のわからないことでやることは一日も早くやめるということをまず申し上げて、次に進みます。

それから、固定資産税の減免がありますね。これは今、不況の中で大変な状況だと思うんですよ。そういう中で、固定資産税というのは、これは所得に関係なく、固定資産を持っていればかかるわけなんですけども、これはやはり減免するということはいいことなんですから、これは限られた地域でなくて、町全体にやるべきだと思うんですけども、これに対する考え方を再度聞くんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。揚げ足をとるようで悪いわけですが、先ほどこの落書きは消せばいいという話になんですけども、それは落書きは消せば消えるかもわかりませんが、そういう落書きをするその行為ですね。そこを問題にしているわけです、我々は。その落書きによって、どれだけ多くの人々が心を痛め、傷つけられるかというところに私は思いを持っていただかなければいけないというように思うわけです。消せば確かに消えます。消えますけれども、そういうものではない。そこの辺の認識から亀尾議員とは若干違うと。若干というか、大きく違うというように思っております。やはりそういう差別落書きで心を痛める人がたくさんいるという、そういう現実というものをもう少し注視していただきたいと。そういう落書きがなくなるような、そういうことをしないような社会というものを我々はつくっていかねばいけないと、このように思っているわけです。

それから、固定資産税の減免の話でございますけれども、一応一定の役割は果たしてきたというように思っております。これはいわゆる住環境整備などが進んできて、そういう面での格差というものが余り見られなくなったと。そういう状況の中において、いつまでもこの施策というものを続けていく必要があるのかという問題意識も我々も持っております。そういうことで、今、

西部の町村会などでも話し合っておるという状況でございますので、御理解いただきたいと思
います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほどの固定資産税の答弁なんですけども、これは方向としては、
この地域に区切った減免というのは、やめる方向で考えておられるのかどうなのかということ
再度確認したいんですが。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 縮小、廃止という方向でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 次に、進むんですけども、先ほども言ったんですけども、特別な
措置によって、まず同和地区と、それから他地区の間に溝が生じておりますね。溝が生じること、
それが差別解消の妨げになると、このように主張するんですけども、町長はどういうふう
に考えておられるのか、再度お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。溝が生じておるということでございますけれども、
この溝というのを長い歴史的につくってきたのが、ほかならぬ権力の側の立場であったわけ
でございます。そういう溝を当然埋めて、一人の人間として尊重し合うような、基本的人権を尊重し
合うような社会をつくっていかねばいけないということでもありますけれども、これは部落の
人が溝をつくったわけではございません。生まれた場所がたまたま同和地区であったとい
うことでありまして、全く根拠のない、いわれのない、そういうことで差別を受けるという、これはも
う受け入れがたい思いではないでしょうか。つくった方の方からやっぱり埋める努力をせんとい
けんというように私は思っているわけです。

いろいろ書いたものを読みますと、部落差別とは、社会構造中での人間と人間の関係の
問題だということまで突き詰めて考えてあります。そして、被差別部落と部落外の間
に何が横たわっているのかということになるけれども、例えばある人が被差別部落の人
であると知ったときに、部落外の人には、しばしば一歩引くということが起こる。他方、
被差別部落の人は、部落外の人にはしばしば不信感を持ちがちだと。これは両者
の間に垣根が存在していることを示すと。垣根とは、両者がそれぞれ互いの属性、
社会的な立場に縛られているということだというぐあいに分析がなされている書
き物がございます。この属性からの自己解放というものを旨とするという
ことを言っております。両者がともに個人として部落差別に対する主体性、これ
を獲得して、部

落差別からの解放ですね、自立ですね、これを獲得して、人として出会うということが大事なんだということを言っております。

繰り返しになりますけれども、解消の妨げになっている溝というのは、差別をする方がつくってるわけです。される方がつくったわけではないわけです。ですから、その溝をつくった方の責任でやっぱり埋める努力をせんといけんというのが私の考え方であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、町長の答弁で図らずもあったんですね。この状態をつくったのは権力の側でやったんだということなんです。私は大きく言いますと、この町政だって権力というのは行政の指針でやってると思うんです。だから、これをやめますよと、特別な措置をやめますよと、特別な予算をやめますよということをやったら溝が埋まるんですよ。そういうことじゃないでしょうか。だから、基本的な人権を守るといったことからいけば、平等に扱う、施策を平等に扱いをするということが、これがつまり差別解消につながっていくこと、このことではないでしょうか、私はそう思うんですけども。いつまでもこういう状況が続けておりますと、差別解消には永久に、ずっとこういう施策が続けていくということになれば、そういうことになるんじゃないでしょうか。

それと、被差別部落だということを知ったときに、この人が。そのときに、やはりそういう意識というのが生まれるというぐあいに、先ほども私はそういうぐあいに町長の答弁を受け取ったんですよ。だから、つまりこれは歴史的なことからいいますと、社会がつくったものですから、そういうことをしないような社会、行政にしていくことが一番の早道だと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今、亀尾議員さんの同和対策をやめれば差別はなくなる、非常に私は荒っぽい言い方だなというぐあいに思いました。先ほど町長がお答えをしましたように、亀尾議員さんの論理でいきますと、差別される方がいるから差別があるんだ、隣保館があるから差別があるんだ、そういうようにしか私には聞こえませんでした。そういうことを知ったときに、差別心がわくんだというような意味の御発言だったんでないのかなというぐあいに思っておりますが、大事なことは、そういう部落差別というものをすり込まれているところがあるわけでございますから、そういうものを正しく認識をして、それをなくそうとする努力あるいは啓発活動を実施をすることが大切なわけでありまして、知らなかったから、それで差別がなくなっていくんだというぐあいには私は到底思えません。そのものを正しく理解をして自分の

行動を考えていく、そういう啓発活動の重要さが大切だろうというぐあいに、今、亀尾議員さんの発言をお聞きしながら感じましたので、お答えさせていただきます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） くれぐれも誤解がないようにと思うんですけども、私は人権啓発を軽視するものではありませんよ。ただ、先ほどから言ったように、地域を区切ってやるということ、これをやれば、特別なんだということがずっと続くんじゃないでしょうか。こういう考えが果たして間違ってるんでしょうか。私は、例えて言うと、なかなか表現がわからないんですけども、目に見えることを、先ほど言われた、目に見えない部分とかなんとか言われるんですけども、結局目に見える部分じゃないんでしょうか、予算をやるということは。そういうことをやれば、永久にずっと続くということなんですよ。

それで、自分が被差別だということがわかった時点で云々と言われたんですけどね。そういうのではなくて、特別なことを、つまり社会がつくったこういう、歴史的に言うと身分の差別があって、今はもう新憲法になって、そういうこともなくなったんですから、それをいつまでも区切ってやるということ、このことについては私は大いに問題があると思います。くれぐれも言っておきますが、人権啓発については私は軽んじておりません。やはり必要であると思います。私は、先ほど町長あるいは教育長の答弁で、これで納得するわけではありません。私は、これは考えを変えていただきたいことを主張するものであります。

次に移るんですけども、同和事業推進協議会、これは運動団体ですね。この団体への補助金について聞くんですけども、この運動団体の補助金にする根拠は何でしょうか、このことをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。運動団体へ補助金を出しておる根拠は何かということでございますけれども、これは先ほど来申し上げておりますように、いわれなき差別に苦しんでいる皆さん方が解放運動を続けておられるということは、これは町政の課題でもある。そういう部落解放というようなことを通じ、あるいはそこから発するあらゆる差別というものを解消して、明るい社会をつくっていかうという、そういう運動体に支援をして、我々も一緒に明るい南部町をつくっていかうということで、そういうことが根拠になっておる。部落差別を初めとする、あらゆる差別をなくする条例というのが制定されておまして、そういう支援体制をとるということでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど町長から最初の答弁でもらったんですけどもね。この団体の用途について報告があったんですけども、私は事前に行政側からの資料をいただいておりますが、見ますと、総額では、これは20年度の予算の状況があるんですけども、247万6,000円ですね。それで、この用途の先は、使い方はどうなのかということを見ますと、これ30回、回数が出ております、推進協議会の計画の中で。その中で見ますと、これは部落解放の関係の集会在99%ですね、ほとんどこれの会議なんですね。それで、先ほど町長の答弁では、部落の差別に苦しんでいる人たちのということだったんですけども、私は、この運動団体にだけ出すということは、そもそも大きな問題があると思うんですよ。

一つは、なぜかといいますと、その根拠というのは、部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例ということになってるんですね。差別というのは、これは部落差別が特化するべきものではありませんね。差別というのは、いろいろあるんです。男女差別もあるし、人種差別もあるし、障がい者の差別もあるというわけなんですよ。このことにやるならいいんだけど、解放同盟だけの運動団体に出す。このことについて私は非常に奇異に思うんですが、その点についてどうなんでしょうか。ほかの団体もいろいろありますよ。そういう中で、ただこれを見ますと、研修、全国大会、そういうようなものの旅費、費用、宿泊なんですね。これについてどうなんでしょうか。こういうことで本当に公平に保つというような姿勢なんでしょうか。そのことについてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。部落差別に特別に区切って、そういうことをするべきではないということでございますけれども、同和対策から進んで、今さまざまな差別事象、例えば男女の差別だとか、あるいは障がい者の差別、在住外国人への差別とか、さまざまな問題の差別に今広がってきて普遍的な問題になっているわけです。ただ、その中でも同和問題については、我が国固有の問題であります。よその国には余りないそうでございます。同和問題については、我が国固有の問題であります。したがって、この問題を中心に置いて、これの解決ということを進めていけば、おのずとほかの差別というようなことについても、今までも波及して、そういう問題が今さまざまな場面で議論されておりますけれども、これも同和対策の大きな成果ではなかったかと、このように思っております。

また、振り返って見ますと、結局この問題を昭和40年の同対審の答申以来、国民的な課題、政府の大切な仕事という位置づけをして取り組んできているわけですから、これを特別扱いして云々かんぬんというのは、今さらそれこそおかしい話であります。そういう特別対策でやってき

たことが、そこから分かれるならまた話は違いますよ。そこから分かれて、もういいのではないかという立場なのか、それを特別対策がおかしいということは、政府のやってきたことがおかしいということだろうというように思うわけですから、その辺をはっきりして対応された方がいいのではないかと私は思うわけです。

差別はもちろんいろいろありますけれども、繰り返しになりますが、部落差別の問題は我が国固有の本当に厳しい差別だというように私は思っておりまして、亀尾議員にもきょうは質問をしてみたいというように思っておりますけれども、この問題をぜひ解決して、南部町においても、そういう差別のない明るい南部町をつくっていく必要があるというように思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 全国的に行われてきたんですけども、この運動への補助というのは、どうしてもやはり運動団体と、それから行政との癒着と言えればおかしいかもしれませんが、そういうようなことが生まれやすい、好ましくないということから、相互の自主性を図ることが失われがちになるということから、減額とか、あるいは廃止の自治体がふえていると。つまり差別解消には逆行するんだということから、そういうことをやめてるところがふえつつあるんですけども、町としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。運動団体と先ほど癒着というような言葉がちらっと出たわけですけども、そういうことはございませんよ。運動団体からは毎年、行政に対して厳しく要求もいただいておりますし、問題点を私どもいろいろ御指摘をいただいて、襟を正してやっております。そういうぐあいにとられるようなことがあれば、これは反省もしなければいけませんけれども、実際はそういう癒着というようなことはございません。お互いに襟を正してやっておるということでございます。

それから、逆行するというようなことをおっしゃいますけれども、もうちょっと具体的に聞かせていただけませんか。何が逆行しているのかというようなことですね、これをもうちょっとお聞かせをいただきたい。運動団体は全国組織から地方組織まであって、それぞれの立場で、それぞれの地域において部落解放の運動、そしてまた部落解放を通じて、さまざまな社会に存在する差別の克服に向けて頑張っておられると、そういう先導役を果たしておられるというように私は思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） まず、先ほどちょっと言葉がなかったもので、癒着というようなことを言ったんですけど、これは誤解を招くんであれば取り消しますが、強いて言えば密接な関係というか、とにかくそういうことを、適当な言葉がなかったんで癒着ということをしたんですけど、これは取り消しましょう。

それで、結局さっきから言ってるように、特別なこういう地域を区切ってやるということが解消には逆行するというぐあいになっております。それだけです。私は、健全な運動団体というものには健全な活動をしななければならないと思うんですね。そういう中からいけば、私は、行政からの補助金で研修会に行くというようなことはやはりやめて、特別に町へというんですか、例えていいますと、老人会さんなんか町への貢献というんですか、そういうことをされますね、草刈りとか。地域の掃除とか、そういうことをされるんだけれども、そういうことをやられるんならいいんですけども、研修会に行くだけの、これ報告を見ますと、あるんですよ。そういうことであれば、ほかの団体だって全国大会とか、そういうところに行かれる機会があると思うんですよ、あらゆる団体で。そういう団体にも、計画書を出して補助申請をされれば出すことをされるのかどうか、そのことをお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。健全な活動をすべきだということですけども、健全な活動をなさっておられるというように思いますよ。全国大会などに参加をして、やっぱり全国の流れから南部町の解放運動がおくれをとらないように、むしろリードでもするような勉強をなさっておられるというように思うわけでして、これはとうといことだというように私は思っております。本来行政がもっともっと頑張らなければいけない部分を解放運動という運動体でも頑張っていたいておることですから、これは両者相まって、こういう差別のない明るい南部町をつくっていくことに大きく貢献するというように私は思うわけです。

他の団体についてどうなのかということですけども、他の団体でも政策遂行上、ぜひこれは必要だというように判断したものについては、そういうこともあるのではないかと、このように思っております。どうも基本的小お考えといいましょうか、立場というのが若干すれ違っておりますので、議会の基本条例10条によるところの私の方からの質問をさせていただきたいというように思うわけですが、議長、いかがですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、どのようなことをされますか。

○町長（坂本 昭文君） まず、亀尾議員のおっしゃっておられます地域を区切ってやるというようにすることについて、差別についての認識の違いがございます。これどこまでも議論しておっても

平行線だと思いますので、そこの辺の整合をとった方がいいのではないかと私は思うわけですが、許可をお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 植田君。

○議員（4番 植田 均君） 議員の一般質問ですから、まず答えるべきだということが第一と、それから……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 植田議員、皆さんでお決めになった議会基本条例10条によりまして行いますので、静粛をお願いいたします。

それでは、論点を明らかにするため、議会基本条例10条によります町長の質問権を許可します。時間をとめてください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、私がお尋ねしてみたいと思いますのは、先ほど来質問でたびたびおっしゃっておられますけれども、その区域を特化してする施策はおかしい、いわゆる同和地区に対する同和対策事業はおかしいということをおっしゃっておられるわけでありまして。ところが、我々は、まさに特化した同和地区、部落解放というものを大きな課題にして取り組んでおります。そこに亀尾議員と私の大きなすれ違いがあるわけですから、ここを明らかにしていきたいというように思うわけです。

まず、お尋ねいたしますけれども、同和地区にたまたま生をうけて、いわれなき差別を受けるというようなことはあってもいいものなのでしょうか。もちろんいけないということだろうと思いますが、これはだれの責任でしょうか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長が言われるんで、私はさっきからずっと言ってるんですけども、個々に生まれた人が生をうけて差別、これはいけんことですよ。そのとおりですよ。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういう意味ではなくて、その同和地区に生をうけて、これは自分の責任ではないと思いますよ。生をうけて、そしてその地区に住んでいるだけで、いわれなき差別を受けるということは、これはよろしくないというように思うわけですが、万一、亀尾議員がそのような立場になられたら、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、このようなこと、いわゆる内心の問題だと思うんですけども、内心の問題については、これは保障されておるので、このようなことについての議論はすべ

きでないし、答える必要もない。

○議長（石上 良夫君） 亀尾議員、論点を明らかにするために一般質問されて、それに対する質問ですから、やっぱり議員としてお答えすべきだと思いますわ。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何ですか。さっきから言ってるじゃないですか、内心の問題だと……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 内心の問題なので答えられないということなんですけれども、これはだれが考えても、その地区に生まれて、他人からいわれもなき差別を受けるといようなことについては、これは嫌に決まっております。亀尾議員だって、きっと嫌だろうというように思うわけです。そこに生まれなかったら、そういう差別を受けないわけです。だから、そこを定めて、同和対策ということをやっているわけです。そこを御理解いただかなければ、亀尾議員と私と、どこまで進んでも、これはかみ合わないというように思うわけです。それはほんなら終えたいと思います、大体お気持ちはわかりますから。それは終えたいと思いますけれども、亀尾議員が目指しておられる基本的人権、憲法に定める基本的人権の尊重された社会、これは私ももちろんそういう社会を目指したいというように思うわけですけれども、現に困って、何とかしてほしいと言っておられる人がいるわけです。これは亀尾議員の場合は、部落差別で困っておるといときには、やめておけばよくなるというような回答をなさるんでしょうか。その辺をちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これはカウントですか。

○議長（石上 良夫君） いや、私が判断します。とめています。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、町民が行政に困ったことがあれば当然言われると思うんです。それは施策、条例、法律、これに基づいて解決方法を考える、このことです。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 法令や、さまざまな条例に基づいて、これを考えていくということですが、南部町には部落差別を初め、あらゆる差別をなくする条例というのがありますが、これに町の責務、町民の責務、2条、3条でうたってございます。このことについてはどうですか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 結局さっきから言ってるように、特化する必要はないんですよ、部

落差別についてだけ。そのことですよ。（「根拠ないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そこがわかりませんね。先ほどは心情的な問題なので答えないということをおっしゃってしながら、なぜ特化する必要がないんですか。そこにたまたま……。

○議員（13番 亀尾 共三君） さっきから言ってるじゃないですか。

○町長（坂本 昭文君） そこにたまたま生まれただけで、いわれなき差別を受ける人のお気持ちを何とかしてあげたいと思うのが日本共産党の立場ではないですか。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長は、私の論拠を変えようとしておられる。私はさっきから、最初から言ってるように、一般施策の中で法律や、あるいは憲法あるいは条例に基づいてやればいいことであって、そこに生まれたからとかなんとかでなしに、例えて言うと、これ以上やるとまたややこしくなるから、私はあくまでも条例、そういうことに基づいてやるべきであって、先ほど言ったように、あらゆる部落差別を初めという、特化していること自体が問題であるということを指摘してるわけなんです。以上です。

○議長（石上 良夫君） それでは、時間も経過しますので、質問をあと1問にしたいと思います。町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） それでは、最後の質問ということでございますので、特化の問題については、どうもすれ違いで、まともに答えていただけませんけれども。私は、かねて日本共産党はまんざら捨てたもんでもないというように思っております。というのは、弱い立場の人や、あるいは貧しい人の立場に立って、さまざまな行政執行について提言もしていただけてきましたし、私たちがつい忘れがちな視点というものも指摘をされるわけでございます。したがって、そういう面で耳を傾ける価値があるというように思っているわけです。

ただ、この問題について、なぜそこまでこだわられるのかということが疑問でなりません。同じ南部町に住む町民として、そういう部落に生まれたことによって、いわれなき差別を受けなければいけないのを何とかしてほしいという、そういう声も町民の声であります。そういう声にどのようにこたえようとしておられるのか。これは、そういう特化した政策が悪いのだって言えば、被差別の人が納得されるとお考えでしょうか。そういうことで済むんでしょうか。そういう手を差し伸べてほしい、何とかしてほしいと言っておられる人の心に届くでしょうか。私は、そういうことにはならないと思うわけですが、そういう本当に切実な声を上げている、何とかしてほしいという人に日本共産党としてどのようにおこたえなさるのでしょうか。お考えを

お聞かせいただきたい。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 幾ら言ってもわからないし、町長も、幾ら私の方が言ってもすれ違いであるということなんですけども、私は、弱い立場の人、苦しんでる人の立場については、行政として先ほどから言ってるように、行政の中で決められた規則あるいはルールの中で救うのは当然のことであるという、それ以上は何もありません。

○議長（石上 良夫君） それでは、これで議会基本条例10条によります質問を終わります。
時間を動かしてください。

再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認します。先ほど私が質問したんですけども、町長は、運動団体については補助をすることもあるということなんですけども、具体的に聞きます。世界平和のために私たちは毎年、原水爆禁止、今は核廃絶のことも一緒に取り上げておりますが、このような団体の中から大会に行くという場合に、申請したら出す考えはありますかどうですか、教えてください。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 今ここでそういう話をされても、いいとも悪いとも言えません。個別具体的に判断をしたいというように思います。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確認します。そうしますと、そういうところの運動団体が補助の申請をしたら、検討の余地があって、門戸を広げるというぐあいに考えてよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 従来から門戸を閉じておりません。こういう申請はいけんとか、こういう申請はいいとか、そのような扱いになっておりません。何でも受け付けて、できるできんという判断をしております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、まだお聞きしたいんですけども、1つは、同和予算への一般行政への移行、これは地区内外の同一基準での予算執行を要求するんですが、先ほどは言ったんですけども。なぜ同和予算の一般行政の必要性があるかというものは、理由は2つあります。一つは、法的根拠がなくなった。つまり先ほど町長も言われたんですけども、昭和44年から平

成14年3月まで、国がそういう法律をやったんですけども、同和対策特別法や、あるいは地域対策法ですね、これは周辺の地域との一体性の確保、このこと、あるいは同和事業は永久的に実施するものではなく、速やかに一般対策に移行するもの、このように規定して、そして地対財特法にも一般対策への円滑な移行の最終特別法、このように位置づけたんですね。この特別対策の結果、格差は解消されたと総括して、制度は廃止されました。つまり法的根拠は消滅したわけですね。行政は、法に基づくものであって、本町でも廃止して、すべての地域と同一基準を行うのは当然なことではないでしょうか。

もう一つの理由は、同和行政は、事業の対象となる地区を指定して対象住民を特定する、つまり地域を限定した。このことによって部落の人たちを地域的あるいは社会的に隔離、分離する、このことになってしまったわけなんです。同和行政を続ける限り、この隔離あるいは分断が続いて差別解消の逆行を防ぐことはできない状況が生まれる。この指摘は、国は最初からあったんです。しかし、時限立法ということで仕方がないというんですか、容認されてきたわけなんです。同和対策予算を早目に終結して、一般行政の移行が当初から要請されていた隔離、分離をやめて、他地域との一体的な施設の実現、これをしなければ本当の目的の差別の解消は実現できない、このように思うんです。

先ほどから地域限定についてのことに町長はこだわってるんですけど、この点についてどう思っておられるのでしょうか。国も、この対策法をやったことによって地域を明らかにして、社会的なこういうことになるんだよと。分離、分断することになるんだけれども、しかし、大変な住環境だとか、そういうことをやるためには、区切ってやろうということ。しかし、現時点では、もう周辺地域との格差がなくなったから、もうやめると。国も指摘してるんですよ。早目に一般行政の中に組み入れなさいということ言ってるんです。けども、今、町長は続けるとおっしゃるんですけどね。このことについてどのように総括して考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、いわゆる地域改善対策協議会から意見具申が出されているわけでございます。これは基本認識として、同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、依然として重要な課題である。2番目に、同和問題など、さまざまな人権問題の解決は国際的な責務であること。3点目に、同和対策答申の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人一人が同和問題解決に向けて今後とも主体的に努力をする必要があること。4点目に、同和問題解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題解決につなげていく必要があること。5点目に、

国際人権の潮流を考慮することが指摘をされております。いわゆる特別対策が終わっても、3点目に言いましたように、同対審の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて今後とも主体的に努力をする必要があるということを言っているわけでありませぬ。

特別対策は確かに終わりましたけれども、現在、本当に忌まわしい部落差別という実態というものは相変わらず残っておりますし、先ほども申し上げたように、インターネット書き込みなど非常に差別の再生産がどんどんなされておるといふ状況でございます。したがって、もちろんこれらの対策というものを講じていかなければいけないわけですが、同時に従来の運動というものの、あるいは施策といったものが本当に部落解放を実現してきたのかといへば、現に実現されてないわけですから、運動の反省点なども、あるいは施策の反省点なども当然あるだろうというように思っております。100点満点だとは思わないけれども、しかし、やはり現在のこのような状況の中であって、今もうやめますということには私はならないのではないかと。それから、財政的にももうないんだということを盛んにおっしゃいますけれども、県も国も、国は特別交付税で配慮しておりますし、県も補助金を支援して、さまざまな地域の実態に合わせた施策の対応を図っているわけですが、したがって、それぞれの地域、町において、やっぱりそういう課題がある限りは、私は解決に向けた努力というものをお互いにしていく必要があるのではないかと、このように思っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長から答弁で、国や県は今も予算で裏づけしてるというんですが、これはやるから必ずやるというもんでもないんですけども。町長が言われる答弁なんですけれども、私は、隔離、分断を外すため、そういうことに特別扱いをやめることが一日も早い差別解消になるということを主張しておきます。

最後になりますが、今、あるいは雇用、医療、子育ての問題などで、このようなことで生活が本当に不安定な状況で、家計のやりくりも大変な状況であります。これは同和地区だけの問題ではありません。昨年でしたか、おとどしでしたかね、派遣村とかテントで過ごすような状況が行われております。このようなことは、身分差別に原因があるものではありません。政府がもたらす社会的なことが原因であります。この南部町でも、これ全町民に共通する課題であります。だから、全町民が一緒になって解決をすべき課題として取り組む。これらに一般施策、町が持っております施策で、この中でやはり同一の位置に立って進めていくことが一番の差別解消の早道であるということを主張します。そして、既得権にこだわることなく、この道に確信を持って町政

を進めていくということを私は思っております。これ最後の質問ですが、どうでしょうか。全町民共通の課題です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 憲法に定めのある基本的人権を尊重していくという、そういう立場はもちろんのことでございますし、それから経済問題などを引き合いに出されましたけれども、大変厳しい状況の中で新たな差別といったようなもの、格差から差別へつながっていく、そういう問題も指摘をされておまして、亀尾議員の御指摘も全部が当たっていないとは思っておりません。ただ、先ほども何度も申し上げましたように、同和問題は我が国固有のものであります。我が国固有の歴史的、社会的なことから発生した差別であります。したがって、これはそういう一般の経済の格差などから差別が発生するというようなこととは若干性質が違う、このように思っておりまして、ぜひそういう御認識に立っていただいて、きょうの議論でかなり亀尾議員も認識を新たにされたところがあるのではないかとこのように思うわけですが、ぜひそういう立場に立って、現に困っているから何とかしてほしいと言っている人がいるわけですから、そこに手を差し伸べていくような優しい政治、日本共産党の政策に頼って来る人もあるわけですから、そういう優しい政治を実現したいもんだというように思っております。

いろいろ意見がかみ合わなくて申しわけなかったわけですが、いろいろな機会にこういう問題を議論をすべきだというように思いますし、それから町でもさまざまな事業、隣保館まつりだとか、さまざまなことをやっております。人権セミナーだとか、ぜひそういうところにも一度ぐらいは顔を見せていただいて、どのようなことが問題になっているのか、共産党の方からいえば、どういう間違っただけを言い合っているのかというようなことでも結構ですが、一度来てみていただいて実態というものを直接感じていただきたいと。そういう中で、私どもの持っている認識と、そして亀尾議員のお持ちの認識と、そういう違いというものもまた明らかになってくるのではないかと、お互いに歩み寄れる話ではないかというように思っております。よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。

○議長（石上 良夫君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

午前10時17分休憩

午前10時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの亀尾議員の一般質問の中で、議長が町長からの反問権、議会基本条例の10条に基づく反問権を許可された点について私は抗議したいと思います。

それは、議会基本条例の10条はどのように書いてあるかといいますと、途中からですけども、二元代表制の一機関としての会議等の論点等、ここです。論点等を明らかにするために、議長の許可を得て、議員に対して質問を行い、または意見を述べるができること、こうなってるわけですね。先ほどの町長の質問は、亀尾議員の認識と自分の認識が食い違っているというところからの質問だったわけですね。（発言する者あり）違います。質問の論点なんですよ。違うんですよ。一般質問というのは、そういうもんじゃないですよ。議員がする質問に対して、その論点が明らかでないときにできるんですよ。それを議長は拡大解釈して、どこまでもその範囲を広げられたんだと、そういう内容ですので、強く抗議します。以上です。

○議長（石上 良夫君） 議会基本条例は、皆さんが一生懸命考えて、町民の皆様に執行部と議会との論点を明らかにし、町政がわかりやすくされるようお決めになったことであります。今、植田議員が発言されました。また、これも場所を変えて、全協、または議運で皆さんで議論をいただいたらいいと思います。きょうの私の考えは、あくまでも基本のお考えが違っておりましたので、明らかにするために許可をいたしました。以上です。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 一般質問で、これは町の姿勢とか、そういうことをただすものであって、認識の違いというのは当然あるんですよ。それで、認識を一致するなんてことは、それはとても無理ですから、認識の違いについて聞くなんていうことは、これは議長としてはとめることをするのが当然ですからね、私も先ほどのやり方については異議があります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 人権対策は、町の行政の最重要課題の基本であります。議員の皆さんも、いろいろお考えはあると思いますが、やっぱりこういうことは町民の皆様に論点を明らかにして判断をいただくということが私の務めだと思っております。後ほどまた全協、議運等で御協議いただいたらよろしいと思います。

それでは、一般質問を続けます。

続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。

それでは、石上議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問させていただきます。

私は一昨年から議席を与えていただき、この場に立たせていただいておりますが、私は、議員というのは行政のチェック機能もさることながら、行政に対して政策を提起して、すぐしなければいけない問題、5年スパンで考える問題、そして10年程度、長期にわたって考える問題等を解決するために、行政と一緒に南部町を住みよい町にしていかなければいけないと考えているものでございます。

今回は、小学校の統廃合についてお尋ねします。南部町の2005年国勢調査人口は1万2,070人でしたが、その後、年ごとに減少して、年少人口の割合も同様に減少している状況でございます。晩婚化や非婚化、育児を取り巻く環境などを背景とする少子化などが相まって、今後も人口減少は避けられない状況になっております。そのような状況で、お隣の日南町や、あるいは江府町では小学校の合併が行われていますが、本町ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

私は、今すぐということではありませんが、このまま少子化の進展で児童生徒数が減少する中で、教員の大量退職に伴い、小学校が維持できなくなって学校運営に影響を来すおそれがあるのであれば、小学校の統廃合を今後検討していかなければいけないと思いますが、どのようなお考えでしょうか、町長の御所見をお尋ねいたします。

また、教育委員会では、このような小学校の統廃合についてどのような議論がなされ、これからどのように進めようとしておられるのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

児童生徒数の減少化を踏まえ、小学校の統廃合を検討しなければならないと思うがということでございます。児童生徒数の今後の推移につきましては、後ほど教育長より具体的に数値を答えさせたいと思いますが、議員が御指摘のように、小・中学校ともに着実に減少していくことが予測される状況にあります。当然の認識として、児童生徒数の減少が学校教育そのものに重大な弊害が及ぶようであれば、統廃合も一つの選択肢として考えなければならないと思っております。しかしながら、地域とともに歩む学校教育を標榜する本町教育委員会の認識からも、学校

の果たす役割や学校の存在は、その町や地域のあり方とも深くかかわる極めて重要な町づくりの課題でありまして、教育問題であるとともに、地域社会の問題であると認識をしておるところでございます。

現時点での私の認識であります。小学校につきましては、西伯、会見それぞれの旧町地域に小学校は必要であると考えております。したがって、今3つの小学校を統合して1つにするという考え方は持っておりません。中学校につきましては、10年後には両中学校合わせて生徒数が300名を割り込むことが予測されます。中学校区の再編も一つの選択肢ではあると思いますが、町の将来を担う中学生が一つのまなびやで学校生活を送ることもまた極めて意義深い側面もあるのではないかと、このように考えております。したがって、両中学校の統合は選択肢の一つとして、しかるべきときに皆様と御相談をしてもいいのではないかと、このように思っているところでございます。

さて、議員御質問の要旨は、会見第二小学校のあり方についてだろうと思っております。当該校存続の経過につきましては、議員も御承知かと思いますが、平成14年度以降、児童がいなくなるという現実を踏まえ、地元では平成10年に会見第二小学校存続検討委員会を立ち上げられ、学校の存続運動を展開されました。その結果、平成11年度に会見第二小学校に通う児童の確保を前提としたフラワービレッジ越敷野が建設をされまして、その後、おおむね10名強の児童が通う小学校として今日を迎えております。

先ほども申し上げましたように、小規模校であるがゆえに学校教育に一定の支障を来すようであれば、それは教育委員会の判断を尊重しなければならないと考えておりますが、校区であります池野、鶴田両区の地域づくりとのかかわり、関係者の皆様の願いやお考えも尊重しなければならないと考えております。また、同時に小学校統廃合議論の前提として、児童の確保を目的とした住宅のあり方についても、この問題と関連して共通理解することが大切であると、このように思っております。いずれにいたしましても、子供たちの義務教育を保障するという観点とともに、地域のあり方とも深くかかわっておりますので、時間をかけて関係者と合意形成を図りながら慎重に判断しなければならない事案であると思っております。

なお、昨年末に池野区長より教育委員会に提出されました申し入れ書によりますと、老朽化しております体育館の耐震補強・改修工事について大変御心配をおかけしておるようでございますけれども、これは以前よりお答えしておりますように、議員御質問の案件にかかわらず、耐震補強工事は実施したいと思っておりますので、申し添えておきたいと思っております。

以下、教育長の方から答弁を申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 仲田議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会は、小学校の統廃合をどう考えているのかという御質問でございます。

その前に、本町における児童生徒数の今後の推移について申し述べておきたいと思います。学校基本調査の基準日であります昨年5月1日現在で見ますと、西伯小学校の児童数は今年度は419名となっておりますが、来年度は427名、翌年度が419名、その後431名、401名と推移し、平成26年度は366名、その翌年度が355名となり、5年後には400名を割り込む見通しとなっております。特別支援学級を除く学級数も、平成27年度には今より2学級減となります。

会見小学校について見ますと、今年度204名、来年度は208名ですが、平成23年度からは192名、197名、195名、197名、177名となり、再来年度以降200名を切る状況が続いてまいります。学級数につきましては、各学年1学級の計6学級で推移をしております。

会見第二小学校につきましては、児童数維持のための住宅政策をいたしており、さまざまな理由により転出、転入がありますので、推計値が必ずしも正しいとは言い切れませんが、平成25年度には10名を割り込むことも考えられます。

次に、中学校生徒数の推移であります。まず法勝寺中学校を見ますと、今年度261名の生徒数であります。来年度以降、漸減傾向が続き、平成29年度には200名を割り込み、学級数もことに比べ2学級減となる見込みであります。

南部中学校につきましては、今年度109名であります。来年度以降、増減を繰り返しながら、平成30年度には100名を切り、学級数も1減となることが予測される現状にあります。

したがって、議員御指摘の少子化傾向の一つのポイントが小学校におきましては平成26から27年度ごろ、中学校におきましては平成29から30年度ごろと考えていいのではないかと考えております。

さて、小学校の統廃合についての教育委員会としての見解ではありますが、会見第二小学校の会見小学校への統合については、今後の本町学校教育のあり方を考える上で検討すべき課題の一つであると認識をいたしております。

その理由であります。1つには、現在、学校教育が抱えておりますさまざまな課題解決の方向として、本町は小・中一貫教育を標榜いたしております。そのため、複式学級とならざるを得ない当該校のカリキュラムとの整合性をどう図っていくのか、さらには、1中学校と学級形態の

異なる2小学校とのカリキュラムもどう調整するのかなどの問題があります。

2点目には、学校での学びの保障ということでもあります。小規模校は、いい意味での競争原理が働きにくく、本人の持っている力を十分に引き出しづらい環境にもあります。また、教師からの学びにも増して、子供同士での磨き合いや育ち合いを支える人的環境が整っていないという問題もあります。子供たちのコミュニケーション能力や表現力、人間関係力の欠如が指摘されている昨今、子供たちの伸びる力を本当に十分に伸ばしている現状にあるのか。言い換えれば、義務教育が保障できているのか。教育委員会として考えざるを得ません。

3点目には、当該校存続が決定された約10年前とのさまざまな環境の変化であります。当該校校区に関係する道路環境の改善、南部町発足に伴うふれあいバスの運行と通学利用、学校でのいじめや不登校問題に端を発した文部科学省からの修学校の柔軟な対応要請等々、さまざまな角度から地域社会や社会の意識の変化が起こっています。また、存続決定時には地域から学校の灯が消えることによって生ずる地域社会の衰退が危惧されたことが最大の要因であったように伺っていますが、その前提になるものは、先ほど申し上げました義務教育の保障であることは自明の理でございます。

そういった観点から、改めて当該校の教育について見直すことは必要なことであると私たちは考えております。しかしながら、地域の学校としての役割を決してむげにするわけではありません。これまでの歴史的な経過を踏まえ、子供たちの義務教育の観点から、そして地域活性化の灯を消さないという観点から、多くの関係者の皆様とともに慎重に判断していかなければならない重要な議員からの御指摘であると考えております。

なお、町長がお答えいたしました今後の小・中学校のあり方につきましては、基本的には教育委員会としても同様に考えておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。私は、先ほどもお話をさせていただきましたように、今すぐというものではなくて、やっぱりこういうものを町づくりの中で考えていかなければいけないわけでございますけれども、どうしてもそういう子供たちの数がどんどん少なくなってくると、そういう問題が発生するのではないかということ踏まえて質問させていただいたわけでございます。

そういう状況の中で、先ほどもありましたように、子供たちの数をふやす方策ということがあって、存続という話もあったわけでございますが、これから町づくりに向けた取り組みというの

がどのような方法でされていこうかということもあるわけですが、特に反対がある場合がありますが、これにつきまして地域から、そういう灯が小さくなるというようなことになると、どうしても地域の町づくりが衰退するというようなことがありますので、やっぱりこの辺も考えていかなければいけないんじゃないかなと思うわけですが。そういうことから、今、教育長の方からも、あるいは町長の方からも、町づくりに向けて将来的に検討したいという御意見をいただきました。

そこで、もう1回、小・中一貫教育との兼ね合いの問題を教育長にお尋ねしますが、今後、小・中一貫教育をされることについて、年次的にどのような方策をされるのか、その辺についてお聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 2つの側面で考えないといけないのかなと思っております。1つは、細田議員さんの御質問の際にもお答えをいたしましたように、少し私の構想といたしまして、考えておりましたこと、ここ一、二年、小・中一貫についての準備が十分に進みませんでしたので、22年度から具体的な作業に入りたいというぐあいに思っております。新学習指導要領の移行が23年度が小学校、24年度が中学校でございます。具体的な詰めはこれからしていかないけんとは思いますが、できることであれば、一番いいのは24のちょうど新学習指導要領の移行でございますから、そのところを一つの目標にしながら、2年間でしっかり準備をするのかなと、こういうのが一つの考え方でございます。

それからもう一つ側面で、先ほどから申し上げましたように、南部中学校区で考えましたときに、第二小学校のそういう基本的な問題というのをきちっと整理をせないけんということが同時に起こってまいりますので、一つは、小・中一貫の中で複式学級とのカリキュラムの統合が技術的にどうなのかということは、それは2年間で整理をしていかないけませんし、同時に、学校そのものがどう全体の中で考えていくのかということについては、当然保護者の皆さん方あるいは地域の皆さん方との意見調整といたしまして、意見交換というものをしっかりやって、お互いに共通理解をしながら進めていかなければなりませんから、そういう面から考えますと、2年間というのが果たして十分な時間なのかどうか。1年ぐらい先送りになるのかなと思ってみたい、そのあたりを少し頭の中に入れながら、小・中一貫についての準備を進めてまいりたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。先ほど小・中一貫の取り組みと

いう話もございましたが、それも含めて今後の学校運営のあり方というようなことでございましたけれども、これから生徒が減少する。一時的にはふえるところもある年代があるようでございますけれども、ターニングポイントとしては平成26年から27年度、あるいは中学校では平成29年から30年ごろがポイントではないかというようなことがございましたが、あと七、八年先というようなこともございますが、やっぱりそれにはそれなりの準備なり、あるいは地域での取り組み、振興策というようなものも出てくるわけでございますが、それをしないためにも地域の活性化をしていかなければいけないと思うんですが、その辺についてはどのような考えをしておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 地域の活性化の方向ということでお話しすればよろしいでしょうか。まず、その前提となるものとしまして、23年度とっておりますけれども、町全体の教育の中期計画といいたしめようか、あるいは長期計画といいたしめようか、国あるいは県が既に策定をしております教育振興基本計画、そういうものと連動をしながら、南部町の教育を10年後どうしていくんだというものを新年度、23年度には策定をしたいと思っております。その中で、やはり学校教育のあり方というものも同時に整理をしていかなければいけないという状況にあらうと思っております。

第二小学校については、今どうしますということが決まってるわけでありませんから、こうするということではないんですけれども、仮に会見小学校の方で統合するといったときに、地域の活性化という点からすれば、やはり現在の校舎をどう活用をして、元気が出る地域の拠点施設にするのか、あるいは近くにとっとり花回廊がございますから、ここと連携をした方策が考えられないだろうか、さまざまな角度からやはり地域の皆さん方としっかりとキャッチボールをして、その方向性を明らかにしていくということが基本的に大事なことであらうというぐあいに認識いたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 先の話でございますので、余り私も時間をとってあれでございますが、要は保護者や地域住民の皆さん方の御理解と協力がないと、こういうものは進まないと思いますし、あるいはそれに対して、いかに地域を盛り上げていくかということが必要になってくると思います。私は、将来の子供たちの生徒数の推移を見ながら、児童にとって望ましい学校規模はどうか、あるいはそういうものを引き続き研究していきながら、次代を担う、南部町を背負って立つ子供たちのために、ぜひ邁進していただきたいというように思いますので、その

辺も含めて御検討をいただければというように思うところでございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、8番、青砥日出夫君の質問を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 8番、青砥でございます。議長の御指名をいただきましたので、通告により質問をいたします。久々の登壇で眼鏡が、遠近がなくなりましてちょっと見えにくいですが、よろしくお願ひしたいと思います。ちょっときょうは質問が畑違いなところがございまして、一応質問に合わせてコーディネートをして服も着てきましたので、ちょっと合ってるかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

イノシシの解体施設ということで通告をいたしております。

御存じのように、鳥獣被害で特にイノシシの被害はとりわけ大きいわけでございます。そのため、おりとかわなで捕獲し、それを個人、また仲間うちで処理をします。ジゲの角で、戸々の角でやるというようなことで、処理をされているのが実態です。そういう中で、当南部町でも共有の公的な解体施設ができないかということで質問をいたしたいと思います。

まず、質問ですが、町内の年間の捕獲頭数はどれぐらいあるのか。頭数による被害ということもありましょうし、これはおりでとられる、または猟友会でとられる施設の、各部落に据えつけたおり、また猟友会の方がとられる鉄砲、またわななんかでとられる頭数は年間どれぐらいあるのかということ。

2番目に、県内外でそういう施設があるのか。またあれば、その規模、内容はどうか。若干私も下調べをしてありますけれども、知っとなって言うのもなんですが、一応お聞かせ願ひたいというふうに思います。解体の部位については、各どのように最終処分、または焼却をするのか、または穴に埋めるのかというようなところ。また、できたとしたら、管理運営については、だれがどのようにするようなことになるのか、またはやりたいと思っているのかということなんです。

3番目に、南部町で今まで捕獲したイノシシの最終処分というのは、大体どういうふうになっているのか。私のジゲでいいますと、仲間うちで分けて、もう冷凍庫がいっぱいになっているというような状況ですが、どういうふうになっているのか。

4番目に、施設が早急とは言いませんけども、つくれるとすれば、本県の助成とか、そういうものがいただけるのかということ。

また、そういう施設を利用して、将来的にどういうふうな管理、またはその肉の行く先、どういうふうに検討されるのかというようなところ。大体そういうところで質問をしたと思うんですが、きょう、くしくもえらいタイムリーだなと思ったんですが、地域ぐるみで定着を図るといふことで、イノシシ誕生1年、捕獲大幅増で一定成果ということで日本海新聞に出ております。非常にタイムリーな新聞でびっくりしましたけども、その中にもいろいろ書いてありますが、これは後にまた質問席からさせていただきますので、一応ここでの質問は以上でございます。終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 青砥議員の御質問にお答えをしてみたいです。

イノシシの解体施設の建設についてでございます。イノシシ解体施設についてでございますが、捕獲されたイノシシが食肉として有効に活用され、お金に変わっていくシステムの構築は、捕獲意欲向上のみならず、所得の向上にもつながっていくと考えますので、将来的には取り組んでいきたいと、このように思っております。現在、イノシシを解体し、食肉として販売していくには、県の生活環境局の許可を受けた解体施設が必要となります。南部町内には、生活環境局の許可を受けている解体施設はありません。けれども、施設の建設を求める農業者も多く、施設建設を行った場合、多くの利用が見込まれるのではないかと考えております。これにより、捕獲鳥獣の有効活用が図られ、捕獲が活発化すると考えているわけでございます。

まず、最初の町内での年間捕獲頭数についてでございますが、これは平成20年度実績で有害捕獲、3月から10月の間でございます。これにより128頭、狩猟、これは11月から2月の間でございますが、狩猟により194頭、合計322頭を捕獲しておるわけでありまして。

次に、県内、県外での解体施設の規模、内容、解体部位の最終処分方法、施設の管理運営方法についてでございますけれども、県内のイノシシ解体施設は、鳥取市、これは旧鹿野町でございます。それから、三朝町の2カ所にありまして、規模は屋内で解体を行うのみの小規模な施設であります。県外では、島根県的美郷町に解体施設が設けられておるようでありまして、その施設は、しとめと解体と加工もできる大型の施設となっております。

解体分部位の最終処分につきましては、鳥取市では焼却処分、美郷町の施設では利用者が持ち帰り、処分を行っております。

管理体制は、鳥取市では市が施設を管理し、猟友会員を中心とした販売団体が施設をその都度借りております。この販売団体は、捕獲された鳥獣を買い上げて、一手に解体、精肉、販売を手がけているわけでありまして。また、美郷町では、有害鳥獣捕獲を町から委託されている駆除班が

管理者となって、年間2万円の使用料を町に払い、施設の利用を行っております。ここでも駆除班が捕獲鳥獣を買い上げて、解体、精肉、そして販売を行っておるということでございます。

次に、町内での捕獲したイノシシの最終処分状況でございますけれども、現在、有害鳥獣捕獲により捕獲されたイノシシは、原則埋設処分をされておるというように思っております。

次に、解体施設に対する県の補助金があるかということでございますけれども、鳥獣害防止総合対策事業により補助を受けることが可能でございます。補助率は2分の1であります。南部町では国の定める被害防止計画を策定しておりますので、町が負担した鳥獣被害対策費用のうち8割までが特別交付税により補てんされます。これにより、町の実質の費用負担は事業費の1割となります。

最後に、将来的な使用、利用、管理も含めて検討してはどうかという御提案でございます。南部町では、イノシシの捕獲数量も多く、利用も見込めるので、施設を建設するよう考えていくべきではないかと思っております。ただ、日ごろお世話になっております猟友会の皆さんの意見というものも伺わなければいけません。使用や利用、管理、建設場所などについて協議をしていかなければいけないというように思っております。

南部町では、侵入防止さくの設定や捕獲の強化を積極的に進めてきました。その上で、次の対策として捕獲鳥獣の有効活用による鳥獣被害の防止と所得の向上を町の農業振興施策として今後取り組んでいくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） それでは、ここで再質問をしていきたいと思っております。

生活環境局の許可の施設が今ないわけですが、その施設があれば解体ができるというものでもないと思っております。その点について内容、多分その資格とか、そういう部分があると思っておりますし、そこら辺についてお聞きしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。施設があればということなんですけれども、この施設にはやはり条件があります。この施設ですけれども、肉を食用を目的でイノシシなど野生鳥獣を解体する営業、または解体された鳥獣の肉、内臓等を分割、細切等にして食肉加工する営業を行うには、食品衛生法に基づく施設基準に適合した施設が必要となります。次に、食肉処理業の営業許可、それから施設には食品衛生責任者というものの設置が必要になってきます。このことをクリアしますと、処理あるいは加工したものの販売ができるというふうになっております。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（８番 青砥日出夫君） そうしますと、その施設ができて、単純に解体をするということではどうなのかということですね。例えば販売までになれば、やはり食品加工という部分に入りますし、当然他人の口に入るわけですから、それは今言われた部分が重要になってくるといふふうに思うわけですが、単純に例えばそれを解体して、端的に言いますと、その肉を解体をして持って帰るといようなことになれば、それでも多分資格は要ると思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。まず施設の補助金の関係でお答えしておきますけども、この補助金で建てる施設は、あくまでも販売まで持っていくという施設でありますので、仮に販売をなくして、ただそこで解体するだけということになりますと、施設の補助金というのがないというふうに思われます。そうしますと、仮にそういうものを町単独でも建てれば、現在、とられたものは埋設というのが基本になっておりますので、そこら辺のところについては、ちょっとうちの方でも確認はしておりませんので、申しわけありません。

○議長（石上 良夫君） ８番、青砥日出夫君。

○議員（８番 青砥日出夫君） そうしますと、旧鹿野町は屋根があって、ちょっとしたものだということを聞いたことがありますけども、ただ単純に解体できるような施設だと。それがだんだんだんだんいわゆる食肉加工・販売というところまでいってるのかどうかは知りませんが、自前で建てたということなわけでしょうか。鹿野町の例をちょっとお願いできませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。鹿野町は、施設の面積は約２００平米でございます。その中に水槽でありますとか、それから調理台、大きいところはそういうものが設置をしてあるということで、あとは細々調理に関係するようなものがありますけども、大きいものはそういうものです。総工費が大体５００万円で、鹿野町の方が３００万円、気高町が１００万円、JAが１００万円というような形での建設になっております。販売の方ですけども、以前に聞かれたことがあるかとは思いますが、県庁の方でイノシカレーというのを販売しておりましたけど、販売というか、つくっておりましたけども、そういうところにシシボタンの会という販売団体をつくられて、そこが販売を行ってるといことでございます。

○議長（石上 良夫君） ８番、青砥日出夫君。

○議員（８番 青砥日出夫君） そうしますと、解体といっても、補助金をいただくということになれば、加工、販売までの施設という形になるということですね。そうしますと、非常に管理運

営については、なかなか厳しいもんがあるということですが、先ほど言った、その場所で解体するには、解体自体にはどういう資格が要るんでしょうか。いわゆる保健所の許可の中で、多分食肉に関する何らかの制約が入ってくるというふうに思うんですが、お願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。その中での解体をされる方の資格ということですが、ちょっと詳しいところを、申しわけありませんが調べておりませんが、鹿野町の例でいきますと、食肉解体処理の許可を所有している者ということで、これは町の方が許可をその方に与えてるといような条例、規則になっておりますので、その法的なものがあるのかないのかというのは、申しわけありませんが、今のところわかりません。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） そうしますと、やはりいずれにしても、施設の的にも設備的にも、かなり大きなものになるということになるわけですね。そうすると、やはり管理運営ということになれば、かなりの費用もかさむという部分になるというふうに思います。そうすると、産業課にいろいろ問い合わせもしてみたわけですが、簡単にできそうな話はあったわけですが、なかなか難しいという部分じゃないかなというふうに考察できますけども、実際それを最低限でやっていくというときに、やはりそういう資格とか、必要最小限という形での何か方策があればいいと思うわけですが、それはこれからの課題かもしれません。しかしながら、これから何でもかんでも埋めてしまうという部分も、先ほど町長の答弁でありましたが、利活用という面からすれば、もったいないと言うのはおかしいですが、環境の部分、野のものは野に返すという部分からはそうかもしれませんが、せっかくとったものを利活用できればというふうに思うわけですが。

鴨部地区も、鳥の被害は余りないですが、ヌートリアがこのごろ頻繁に出てきまして、ヌートリアというのは、ジゲの水路の一番奥で見張るようなあれがありまして、私どもが作付したものが食われるというのが、まさかこんな山の上の方におらんだらうと思ったら、おりました。非常にイノシシだけではなく、いろんなものがこのごろ頻繁に出てきます。去年は大型の雌ジカが出てきました。部落の人が全員目撃しましたが、子馬ぐらいありました。でかいのが田んぼを走ってましたけども、実にうまそうでした。あれがいただければというふうに思うわけですが、なかなか今のお聞きした状況では一朝一夕にはならないというような話でございます。

しかしながら、せっかくこれだけの数とれるイノシシということになれば、やはり何らかの必要最小限のお金で管理運営ができるような施設、もしくは補助がなくても共有施設で許可をとってできるような施設とか、そういうものを、何でもかんでも新しいものを建てるという部分でな

くてもいいと思いますし、そこら辺は臨機応変にできるところではないかなというふうに思いますし、でき得れば皆さんが和気あいあいと情報をとりながら、そういう施設ができればいいなというふうに思うわけです。町としては、推し進めるとしたら、つくるという気持ちがあるのかなのか、そこら辺に終始すると思うわけですが、一応構想的につくりたいというような構想があるのかなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この鳥獣の問題については、最近、鳥獣被害が非常に大きなものになっておるといようなことから、町民の皆さんも非常に関心が高いというように思うわけですが、簡単にちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども、いかに有害鳥獣といえども勝手にどんどんとって処分するといようなことは、これはできないわけです。禁止をされておると。原則として、野生鳥獣は鳥獣保護法により禁止だと。ただし、ドブネズミなどのイエネズミや一部の哺乳類ですね、環境衛生面や他法令で管理されておって、そういう鳥獣保護法の対象から除外されておるといようなものについては、これはとってもいいわけですが、基本的に野生鳥獣は保護法によって禁止をされておると。ネズミやモグラをとるのにも許可が要るのかということがあるわけですが、これは農林業に伴い、捕獲がやむを得ない場合には、これは許可は不要なんですけれども。

どうすれば捕獲できるのかということですが、まず許可を得て捕獲をする場合は、市町村長の許可が必要だと。これは狩猟免許と狩猟者登録という2つのことが必要になってまいります。それから、狩猟による捕獲については、狩猟免許を取得して、狩猟者登録をすると狩猟により捕獲ができるということでございます。免許の種類も、狩猟免許だとか、わなだとか、ライフルによる免許だとか、いろいろありますけれども、詳しいことは聞いていただきたいと。そういう許可を受けて管理をして狩猟ができるということをまず基本に置いていただきたいというように思います。

それから、野生鳥獣の中でも、とりわけ大きな被害を与えるイノシシでございますけれども、このイノシシを加工して肉を販売をするといようなところまでやっておところが全国的にもあるわけですし、また特異な、珍しいといようなことで非常に町おこしにも有効になっておるといことから、南部町でもそういうことを公的な機関として設置をして、農業者の被害防止の手助けの一助にでもしたいし、またたくさんあれば、これは南部町版のイノシシラーメンとかイノシシどんぶりだとか、イノシシカレーだとか、いろいろありますけれども、そういうことにならなという夢はあるわけです。

ただ、さっきも答弁で言いましたように、これはやっぱり利用していただかないと、ただつくっておっても、これはどうしようもないわけですし、一番利用が見込まれる猟友会、猟友会の皆さん方の利用というようなことがなければ、これはつくってみても意味がないのではないかと思います。決して町が消極的ではないわけですが、先ほど申し上げたような理由で、なお検討しなければいけないということでございます。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 今、産業課長にも先ほど質問しましたけれども、やはり検討する中で、ありとあらゆる部分について資格等、必ず一部の声だけでぱっとなるものでもないですから、先ほど町長が言われましたように、猟友会の方の協力が無いといけません。なおかつ、そういう形での資格、解体の資格、または販売等、ありとあらゆるかわった資格はすべて調べて、知っておくべきだなというふうに思います。

会見側と西伯側という形で猟友会もあるわけですが、そこで、やはり協力というか、多分やるとすれば一緒になるというような形になると思いますけども、どこかが、会見の方がやるという形になるかもしれませんけども、そういう形で心ある人が、やる気のある人がやっていくというような形で手を挙げられれば、それなりのものもできるかなというふうには思いますけども、なかなか現段階では一気に向かってくる人は多分ないというふうに思います。しかしながら、先ほどから捕獲頭数などを聞きますと、非常に多大な捕獲頭数で、単純にさばけるような数でもないように思います。毎日一遍にとれるわけではないですから、ぼちぼちでしょうから、できると思うんですが、とれるときといたら一遍にとれますので、結構。なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思います。多面にわたって研究をしていただいて、やはりできる方向で模索をしていただきたいなというふうに思いますし、それを希望したいというふうに思います。

余りイノシシのことばかり言っておりますと戒名にイノシシがつくと困りますので、こちら辺でやめて、ちょっと産業課に昨今の一般質問でいろいろ出ておりましたが、非常に特産物ということではなかったですが、生産いたしましたマコモダケも非常に協力いただきまして、農協の職員さんではないかというぐらい協力いただきまして、しっかりいろんな情報もいただいたり、いろんな多面にわたって御助言をいただいたり、いろんなところに情報発信していただいたり協力をいただいたり、販売まで協力をいただきおりました。この場をかりてですが、衷心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。来年も、ちょっとイノシシとかわりますが、来年もいろいろと御協力をお願いしたいというふうに思います。こちらも積極的にやっていくつもりです。

で、町の御支援等をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

若干、もう一遍イノシシに戻りますが、中国農政局が中四国のイノシシに関する、先ほどの鹿野町や処理施設等を含めまして、大体11カ所ぐらいでいろんな取り組みをしてるという報告が出ております。施設をつくってやるのが一番いいんですが、いろんな面から、それは研究しなきゃいけないということもあります。しかし、これだけの農政局が出してる限りは、いろんな違った面から特産物化をするような何かがあるんじゃないかなというふうに思いますし、枠を超えて話を聞いて、南部町からイノシシがおらなくなるということは考えられないというふうに思いますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、協力していただく皆さんの御意見も聞いていただきながら、よりよい発展を望んで、この場からの質問を終わります。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で8番、青砥日出夫君の質問は終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうどといたします。よろしくお願ひいたします。

午前11時41分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第4 請願、陳情の委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

2月17日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

8日に質疑を保留していますので、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、提案順に従い、またページ及び項目を明示されるよう望み

ます。

なお、質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。

また、所属している委員会での事項は、委員会での詳細聞き取りが可能でありますので、所属委員会の所管事項以外の質疑を行っていただきますようお願いいたします。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） これは私の所管でないですから、ちょっと質問……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

それでは、議案第7号、平成21年度南部町一般会計補正予算について質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。

議案書の中の21ページ、この中の目の21、合併事業費、この中で工事請負費の中で会見分館解体及び駐車場整備工事、これが1,449万円上がっておりますね。これは最初の日の質疑にもかかっていたことなんですけども、実は会見分館の解体については以前、まだ考えてはいないという具体的なことがあったかと思うんですけど、今回、はっきりとぼんと出されたわけなんですよ。私も議案書もらって、えっと思ったんですが、この中で、この決定に至ることについては何か職員内の中で決めたということだったんですけども、本来なら住民の声を聞くのが基本ではないかと思うんですが、決まったのは、職員というんですか、この行政の中で決定されたということなんですか、お聞きします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。行政の中で決めたのかということでございますけれども、総務課の方と相談をしながら、こういう方向を打ち出しております。理由については、さきに初日だったでしょうか、お話をしたとおりでございますし、それから公民館クラブの代表者の皆さん方に2回目の会をした際に、そういう方向で考えているということはお話をいたしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 教育長の答弁でもう一度聞くんですけども、結局、行政側で基本は決められたということで、利用者の何かクラブとか、そういうことの代表者の中で説明をされたというぐあいには私、受け取ったんですが、その中で私は、もう一つは、地域の代表者、昔でいうと区長的な役割の方の意見も十分聞いて決定すべきだと思うんですが、これが基本だと思う

んですけども、説明された段階での状況なんでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後 1 時 0 4 分休憩

午後 1 時 0 5 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 基本的には公民館を利用される方というのは、ある意味で不特定多数ではございますが、その方すべてにということはず不可能でございます。そういう意味で、恒常的に御利用していただく方の活動の場をこういうような形で確保いたしますと。そして、初日に申し上げましたような理由をお話をして御理解をお願いをしたということでございます。区長さん等にお集まりをいただいてというようなことは想定を考えると私はおりませんでした。

○議長（石上 良夫君） 1 2 番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 3 8 ページをお願いいたします。教育費の中で工事請負費、西伯小学校体育館改修工事として 5, 9 8 5 万円計上されています。体育館の状況については、教育長あるいは次長とも十分認識されているというふうに思いますので、関連して聞きたいと思います。

父兄の方から、体育館の床が反っていて非常に使いにくいというお話がありました。つい先日、校長先生と中学校の卒業式で同席いたしましたので、現状について伺ったところ、床が波を打てるということでありました。できれば今回の改修と一緒にやってもらえたらなというような希望を述べておられました。教育委員長の方にもお聞きしましたら、体育館が建っているところは非常に水はけが悪いところで、直してもなかなか難しいのかなというふうなお話もございましたが、たしかこれは 1 9 年度でしたかね、改修したというふうに思います。単年度のうちに床が反ってくるという現状では、抜本的に改良していくのか、あるいは当時、工事を行った施工業者がやっぱり技術的に少し問題があったのかどうかわかりませんが、もしそういう状況があれば教育長としてはどういうふうに考え、また改修をされるようなお考えがあるのか、あわせて伺っておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。西伯小学校の改修工事の予算を上げさせていただいておりますけども、今回につきましては、一応渡り廊下、体育館の屋根、外壁、内壁等の改修を

一応予定をしております。先ほど言われました床につきましては、体育館のトイレの改修にあわせて整備をしたわけですが、技術が悪かったというわけではございません。やっぱり湿気の関係がございまして、また床の方は、旧来の床をサンダーがけをして水平にして表面をきれいにしたわけですが、床下にたまっており湿気の方がどうも抜けるところがないようです。周囲に換気口は設けてはありますけれども、それでは対応しきれないだけのどうも湿気が発生してるようでして、今回の改修工事の中でも、できる部分があるならば対応できるように考えたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。学校の方も、予算的に可能ならばというお話がございましたので、ぜひ善処していただくように、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 24ページをお願いします。2日目の質疑でも言ったところなんですけれども、福祉センターしあわせの指定管理料の増額についてですけれども、今回のボイラーでしたか、老朽化したボイラーを直したということなんですけれども、これは指定管理料の中で直すというのが適当かどうかということがよくわからないものですから、121万3,000円ですが、当初40万組んであって、これ増額部分を含めると125万、40万ですから、もうちょっと、160万ぐらいになるんでしょうか。そういう工事を、本来施設であれば町が施設を管理するというのがある方ではないかということが1点と、それから予算の執行の仕方で、その契約はどのようにするのかということなんです。まず、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。指定管理料の中に基本的な修繕料としまして40万計上しているということはお伝えしましたが、これは日常的にガラスが壊れたとか、簡単な修繕に充てるものでございまして、それはこのヒートポンプとは別のもので、もう既にそれぐらいのもの、日常的な修繕、管理等に充てる費用でございます。今回、これはヒートポンプ、給湯器ですね、こういう大きなものについては、それぞれ発生した時点で双方協議して、どういうふうにしたらいいかということを経営しながら決定するということが契約にうたっておりますので、今回、こういう大きなものでございますので、町が指定管理料として修繕費用を出すということで協議をいたして予算計上をしたわけでございます。

○議長（石上 良夫君） 4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 双方協議してという答弁ですけども、本来施設を管理するのであれば、町がそのことについて独自に保守管理するのが、ほかとの整合で軽微なものについては保守管理料をいじらずに、きちんとその範囲内でやってもらうと。それ以外の施設の基本的な施設設備にかかわるような問題については町が責任を持つというような、きちんとした基準をつくらなければならないのではないかとということではないかと私は思うんですけども、それで、今回、指定管理料をこれ予算出しますね。そうしますと、先ほど初めの質問でも聞いたんですけども、契約をどうされたのかということで、緊急を要して随意契約をしたのか、そこで問題になるのが、財務規則上の問題があるのではないかとと思うんですけども、このような金額の場合に、どういう契約をするのが財務規則上の扱いなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 1 時 1 4 分休憩

午後 1 時 1 6 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この修繕に関しましては、13 節の委託料の方で組んでおります。委託料で、これは社会福祉協議会の方に委託料をお渡しするということでございます。町の財務規則に載っとるような話ではない、委託料ですので、社協の方のやり方で執行されるものと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 先に進みます。議案第 8 号、平成 21 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 9 号、平成 21 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 10 号、平成 21 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 11 号、平成 21 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第13号、平成21年度南部町墓園事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第14号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第15号、平成21年度南部町水道事業会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第16号、平成21年度南部町病院事業会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第17号、南部町課設置条例の一部改正について。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 議案17号の課設置条例につきまして御質問いたします。

提案では、商業及び工業に関する事項、それから観光に関する事項を企画政策課、それから産業課は農業に関する事項、林業に関する事項ということで一本化というか、専門化するようなこととございますけども、これに対してちょっと聞いてみたいと思いますが、産業課は、人員配置についてどのようにお考えなのかということです。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 課の職員配置は適正に行ってまいりたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 適正ということとございますけども、やはり4月から始まるわけとございますので、具体的人数をわかれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 失礼しました。職員ですが、ことしも10数名退職をいたします。それを職場全体で受けとめますので、なかなか増員というような形にはなりません。その課で吸収をするという考え方で人事を行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 先に行きます。議案第18号、南部町職員の給与に関する条例等の一部

改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第19号、南部町地域振興区の設置等に関する条例の一部改正について。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きするんですが、この議案19号は、地域振興協議会の条例の改正なんですけども、このことについて一般質問で植田議員が質問をかけた中で、町長答弁の中で、いわゆる条例をつくることで一定の強制力ができた、このように答えられたんですけども、どのような強制力なんですか。これはある程度、これはあくまでも任意団体ですが、その点について中身がどういう意味なのかということをお聞きしますが、町長、よろしく。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。任意団体ということ相変わらずおっしゃっておられますけれども、構想しているときは任意団体ですけれども、私が何度も言っておりますように、条例上の団体であります。それから、条例の中に町民の責務というものもうたっているわけでありまして。そのことを言っております。これは強制力というわけではありませんけれども、そういう義務を町民も果たすということでございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、どうもよく町長の認識、私の午前中の一般質問の中でも認識が違う、これは当然だと思うんですけど。私は、法的にいうと地方自治法に基づいた地域振興の条例であれば、それは町民がどうあろうと、これに強制というんですか、義務というのは当然発生することだと思うんですけども、そうでなくて、あくまでも任意団体としてのこれはやられるということが出発点だったと思うんですよ。そういうことでいうと、確かに条例ができて責務とかあるんですけども、仮に言いますと、ここに参加してない集落も強制にかけるのかと。そのことから強制力が強まったということをおっしゃられるのであれば、これは大きな間違いであるというので、改めてそのことの解釈を聞くものであります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この地域振興区の設置等に関する条例の第3条、町民の責務を読み上げてみたいと思います。町民は、みずからが暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政がともに地域づくりを行う場である地域振興区において行われる活動に参加するよう努めるものとする、このようになっております、町民の責務ということで。これ

を議会で賛成、反対、いろいろ意見はあったわけですが、最終的には条例として決定になっているわけであります。したがって、条例を根拠に町政を遂行する町長としては、当然こういう根拠に基づいて町の責務も果たしますし、町民の皆さんにもこのような事情を説明して御協力をいただきたいということでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 次に、議案第20号、平成22年度南部町一般会計予算、ございませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ピンクの事業別説明資料の24ページ、CATVの制作番組の件なんですけど、これは何項目かNPOに任せて事業を推進していくというふうに説明がなされておりますが、今までは企画の方で管理してたわけですね。それがNPO法人に委託されるわけですが、ということは、責任のどのぐらいの部分をごちらの方に任せられるのですか。例えばつい先日、議会の全員協議会を突如CATVに流しました。そういう形がこれからはとれなくなるということですか、それとも今までどおり大して形態は変わっていかないということなのでしょうか。つまりこの事業内容のところに、NPO法人と月1回程度、番組の内容について確認、協議を実施するというふうになって、チェックは企画の方であるような形になってますが、ある程度自主的な放送の内容まで任せてしまうと、なかなか関与という言葉は非常に不適切だと思いますけど、内容的にも独立したような形になるような気がしますが、そういう点はどういうふうに考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。このテレビ、SANチャンネルでございます。それから広報も含めて委託と、防災無線もでございますけども。というような業務の最終的な出し手側の責任というのは、これは町にあります。業務委託をする際には当然契約をするわけございまして、その内容についてはきちんと町が監修をしますよと、適不適を見させてもらいますよということになります。あわせて、月1回の会議を持つというその趣旨は、番組づくりや紙面づくりについて意見交換をする場ということでございまして、業務についてはもっと細かい打ち合わせを日常行っていくように考えております。

それから、何よりもこれは町が作り出した町のテレビ局でございますので、皆さんに生活情報や地域の情報をお知らせするという大きな本筋がございまして、そこから外れるようなこと

はないと、これ当然契約に盛り込むわけでございますけども、NPOの独自の判断でということ
はございません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。CATVの活用をもう少し考えてみたら
と思っています。例えば単に議会と臨時議会の放送ではなくて、議会と住民を交えた討論会等を
提案したら、それは企画として可能なわけですね。ですから、議会の方ももう少しこれを使って、
せっかくNPOという組織に任せるわけですから、何かそういう新しい試みをぜひ企画として考
えていただきたいと。ただ、議会中継と臨時議会の中継ではもったいないような気がしますので、
できればそういう場に議会の方からも何かアドバイスをするようなものを持っていただきたいな
というふうに思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。実を申しますと、私が昨年、企画
課長に就任させていただきましたときに、テレビのSANチャンネルのインタビューで、テレビ、
広報というような町のメディアをもっと町民の皆さんの身近なものにしたいということを申し上
げております。今、秦議員がおっしゃっていたことでございます。1年かけて、ようやくNPO
というようなところにまでたどり着きましたので、議員が今、御指摘くださいました、この後は
いろいろな企画を打ち立てて、視聴率のさらなる向上に努めてまいりたいと思いますので、議員
各位におかれましても、いろいろな御意見をちょうだいできたらと思いますので、よろしく願
いします。ありがとうございます。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお尋ねしますので、よろしくお願いします。

先ほど秦議員が質問をしましたCATV、SANチャンネルのことなんですけども、32ペー
ジですね、ページ数は。これで秦議員が先ほど質疑をかけられたんですけども、その中で広報部
分なんですけども、先ほど企画課長が紙面のことも言われたんですけども、今、広報「なんぶ」
が出てますけども、これもここが初稿というんですか、起こして、行政の責任があるということ
なんだから、目を通されて、恐らくチェックされて修正をかけられるわけなんですけども、初稿
の部分については、このNPOがやっていくのかということの確認が1つと、それから実際はや
られるかどうかはわかりませんが、実施になるかどうかわかりませんが、広告もできる、いわゆる
コマーシャルだと思うんですけども、ここで入った収入については、このNPO法人の収入で、

自由にその裁量で使うようにするのか、あるいはこの部分については当然公の施設、町の施設ですから、それを使ってやるんだから、入った分は町の財政に繰り入れるのか、このことがどうなのかということと、最終的にいいますと、町のメリットというものがどこにあるのかということが私ははっきりよくわからないので、再度そのメリットを聞かせていただきたいということで。それがまず1点。

それから、ページ39で、初日にも私、触れたんですけども、雇用対策費の中で委託料ですね。これの中で、防災コーディネーターの育成委託料として1,856万9,000円上がっておりますね。これ私、実は当時、2008年にこれが補正予算で国が出したことなんですね、ふるさと雇用のことで。これを見ますと、立ち上げのために3年間で、それで1年ごとに契約が更新できるというぐあいになってるんですけども、その後では、これは立ち上げのためなんで継続事業ですよ。継続しなさいよということが条件だったと思うんです。私も一般質問の中でこのことに触れたんですけど、当時。答弁の中では、将来については防災コーディネーターはやめるといようなことが、廃止するといようなことがあったんですよ、説明の中で。私は、これは果たして要綱に照らしてどうなのかということをまずお聞きするんですが、いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。最初に、NPOにかかわりますことで広報「なんぶ」でございますが、これについての編集方針ということを申し上げます。基本的にNPOに委託しますのは、広報を取材、編集、そして発行という作業が主になってまいります。その中で、基本的にやはり職員も、町の広報でございますので、当然かかわっていくという考え方でございます。具体的には、月々の広報のテーマ、それから紙面の編成、何を載せるかと、何を一番に載せるかといようなこと、それからそれぞれのページでは、紙面割りといようなことも、これは職員が指示するということではございませんが、こういうふうにしていただきたいということで協議をしながらやっていくということでございます。大体3回ぐらい校正をいたしますが、都度都度やっぱり企画政策課の職員や関係各課の職員が目を通すこととなります。これは従前と一緒に、その校正の作業というのはそのようにいたしたいと考えております。

次に、収入の使途でございますが、今、広報でいろいろな企業や団体さんの広告を載せてる自治体もあるように私も聞いておりますが、この収入の使途でございますけども、やはりNPOの収入ということになります。そのことによりまして、NPOは一定の自主財源を徐々に確立していけたらということ、そして例えば機材の更新ですとか、それから職員の給与への反映といようなこともやはり将来的には期待するところでございます。

これらのNPOの導入につきましてのメリットでございますけども、これにつきましては、やはり町から離れて別の法人でこれをしていただくということにつきましては、ここには、先般も話しましたが、たくさんの理事さんや役員さんというのが無報酬ながらかかわっていただきまして支えていただくという形をとりたいと思っておりますので、その方々のつながりなども期待できます。ということは、より町民の皆さんに身近なテレビ、身近な広報ということを目指すところでございます。先ほど収入のところでも申し上げましたが、将来的にNPO法人が自主財源を一定の部分確立していくということになりましたら、当然町の方から出す委託料も徐々に少なくしていけるということも一つの期待するところでございます。

次に、防災コーディネーターの御質問でございました。議員おっしゃるとおり、防災コーディネーターにつきましては、ふるさと雇用という制度を使いました、3年間継続可能な雇用の形態でございます。これは3年で制度がそこで終わりますので、防災コーディネーターという名前は使わないんですが、本人が御希望なら、その後は地域振興協議会の方の事務局員としての雇用というようなことを考えております。そして、防災コーディネーターの業務をじゃあ廃止するのかといいますと、3年後にはきちんとその業務なりは振興協議会の方に引き継いでいかれるということなんで、決してその活動を廃止するという趣旨ではございませんので、防災の活動というのは脈々と続けていかれるということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。まず、SANチャンネルのことなんですけども、つまり広告収入、いわゆるコマーシャルだと思うんですが、それで入ってきたお金はNPOの自主財源としていくということで、それでそのお金は機材購入などにも使われるということなんですけども、そうすると、今のSANチャンネルの財産というのはすべて町のものなんですけども、今度は、機材の中では一部分がその法人のものもあるし、入り組んでるといふぐあいになるわけですか。

それと、よくわからんのは、より身近な番組になるというんですけども、今、じゃあどこが弱点で、どこが総括がされてなったのかということがここで比較というんか、そういうことを具体的に上げられないとようわからんですわ、私の方は。だから、メリットと言われるんだけど、それが非常にわかりにくい。このことは指摘せざるを得ないものであります。そのことがどうなのか、比較対照というか、それをもう一度出せるものなら出していただきたいということをお願いいたします。

それから、ふるさと雇用のことなんですけども、まず国のふるさと雇用についての要綱という

ものが恐らくこの行政にも来てると思いますので、それを委員長を通じて議長にお願いして、要綱というものを配っていただきたいことを、これは要求としておきます。

それで、もう一度内容に戻るんですけども、これを見ますと、私が手元に持っているもので見ますと、継続をしなければならない、先ほど課長が言うたのは、防災コーディネーターは廃止という、ストレートに言えば廃止なんだけれども、そのやり方は引き継ぐということだったんですけどね。ここで私が持っている説明書というんですか、それによりますと、詳しく載ってるのはこういうことなんですよ。ふるさと雇用、雇用促進のために3年間は国が見ますよということなんだけれども、しかし、3年が過ぎたら継続してやりなさい、しかも財源はスタートしたそのところで稼ぎなさいということなんです。それで、私も一般質問のときに、果たして防災コーディネーターが財源を稼ぐということは、全国を講演に回って講演料が入るとか、そういうことをやらないと、とても無理じゃないかということを行ったけれども、もう一度要綱に合わせてどうなのかということをお答えを願いたいということです。

それから、追加で聞くんですけども、予算書の69ページで地籍調査費が載っておりますけれども、これで当初、計画がされたと思うんです。終了を、この事業の。推移は順調に計画どおりいってるのかということと、それからこの事業がすべて終了するのは、どのようなところで終結というんですか、終了するのかということをもう一度改めて答弁をお願いします。

それから、74ページに商工費の中で観光費として50万上がっておりますね。いろいろぼんぼりの取りつけだとか、あるいは仮設のトイレとか、そういうものもこの商工費の中に入っておりますが、実は私、法勝寺に近隣しておりますので、毎年、その一式飾りを町でやっぱりにぎやかにしてほしいということであるんだけれども、それについては相当苦心しておられるわけなんです。当然町の方から補助というんですか、支援が出ると思うんですけども、これが載ってないということは、ことしはないというのか、あるいはもしことしも例年どおり出すというのなら、どこにその項目が上がってるのかということをお聞きするんで、よろしくをお願いします。

それから、75ページ、道路橋梁費、この中の工事費が上がっておりますが、私、この中で入蔵線の道路改良工事が上がっておりますね。その周辺の人から耳にしたんですが、奥部の方から事業を進めたいということなんだけれども、道路の中で一部分が膨らみがあるということ、いわゆるこれが車の待避所か何かだろうかということなんですけども、ようわからんだけでもということだったので、議案に上がっておりますので、どういう意味でつくられたかということをお聞きします。

それから、今度は教育費なんですけど、83ページ、教育総務費の事務局費の中で、要保護、

準要保護で20年度が768万6,000円上がっておりますね。それで、実績が76人ですか、小・中合わせて。ことしは、22年度の予算では、それより減っておりますね。見込みも55人というぐあいになってるんですが、私はもちろん小・中も終わってますし、孫もまだ行ってないんですけども、皆さん、保護者の方に聞きますと、生活が大変逼迫してるということを聞くんですけども、減らされたというのは、実際これは21年度の実績から割り出してそうされたのかどうか。この動きがどうなってるかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つになります。97ページ、保健体育費の学校給食費、これの委託料で調理業務委託となっております、それが今年度、22年度の予算では4,783万9,000円上がってますね。21年度の当初予算を見ますと1,770万3,000円ですね、これが上がっておりますが、これは多分会見給食センターが業務委託になるというので、その部分だと思っておりますけども、私は、業務委託はこれは否とする考えを持ってるんですけど。理由は、一つは、一般質問の中だったですか、質疑の中であったのは、今の給食の用務員さん、会見給食センターの。この方を継続して委託先で使っていただきたいということだと町長は話されたんですけども、これのお手挙げしてるところの資料というものを、これも総務委員長を通じて議長を介して議員の方へ出していただきたいということが1点と、それから雇用の面からいいますと、待遇改善がどうかということを非常に心配するんですが、そのチェックが行政の方でできるでしょうか。このことをお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。まず、南部S A NチャンネルのN P Oのお尋ねからお答えしてまいります。

収入の使途ということで、独自の機材を整えることですか、また職員の給与と申しましたけど、報酬と申しますか、そういうものに反映させていくというふうにお答えしました。機材についてお尋ねでしたが、まだ具体的にN P Oも立ち上がっておりませんし、したがって、広告収入もまだ1円も入ってきてないということなんで、将来的なことにはなりますけども、N P O法人が独自の機材を持つということは、これは私はあり得ることということでお話し申し上げました。例えば社会福祉協議会でも、建物は町がつくって、今、指定管理してらっしゃるんですけども、社協さんがお持ちの備品等もございますので、同様な考え方を……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長、可能なかどうかということ聞いてるんですね。

○企画政策課長（長尾 健治君） 機材を持つことが可能かどうかと……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 機材をね。町の財産と機材もあわせて、あわせ持つのかということ聞いてるんです。

○企画政策課長（長尾 健治君） 可能という判断をいたしております。

それから、メリットを再度お尋ねでございましたが、これも再度お答えをいたします。広告収入などの自主財源を確立することにより、先ほど申しましたとおり、これらを法人の財産の取得や、それから職員の収入といいますか、報酬といいますか、そういうものに充てていくこともできると。今よりも安定的な収入を得ることができると。さらなる向上が図れるというようなことを先ほど申し上げました。

それから2点目ですが、このNPOの構想の中で理事さんという方々を、NPOは理事が要りますので、理事さんという存在を規定しております。そして、協力者と言われる方々も想定しております。その方々が番組づくりに協力していただく、かかわっていただくということで、より多くの町民の皆さんの御意見を反映できると。したがって、より町民目線、町民の皆さんの身近なテレビになると。それから、広報もしっかりでございます。そして、これは今、先ほど申し上げなかったことですが、職員がこれに今までぴったりかかわっておりますので、この部分の人件費というのが一定節減できると、町の職員の人件費でございますね、というようなところが幾つかあるうちのメリットのうちの何点かということでございます。

次に、防災コーディネーターでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ふるさと雇用、3年の期間の雇用でございます。この後、町では、この機能は確実に存続させて、各地域振興協議会の中で取り組みをしていく。機能はそのまま継続ということです。先ほど申し上げましたが、コーディネーターさんは、御希望があれば地域振興協議会の方で雇用をしていくという考えでおります。

それから、3年後の財源でございますが、当然今、町がこの人件費をお支払いしておりますが、これについてもやはり町もきちんと支援をしていかなくちゃいけないと思いますが、あわせまして振興協議会の方でも、この後自主財源の確立ということを目指していただくようになっておりますので、双方が財源の手当てをするような形、地域振興協議会の方に機能をきちんと残すということを御理解いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 若干補足しておきたいと思っております。

NPOの件でございますけれども、現在、町の非常勤職員ということでお世話になっておりますけれども、必ずしもいい待遇ではないわけでありまして。これは全くの素人さんが番組の編集な

どをやっただいておりますから、ある程度やむを得ない部分もございます。ただ、3年もたつて機器の操作など熟達なさっておられるわけですし、一番のメリットは、この人たちがやめて、例えば中海かどこかにお勤めになれば、また町は新たなお方をお願いして機器の操作から一からまたやらなければいけません。そうしますと、番組の放映する水準というのが今の水準を維持できなくなります。必ずレベルが下がってくるというようなことがありまして、私は、この人たちがNPO法人でやりたいということをおっしゃっておられますので、これを応援して町の番組水準のレベルを落とさないようにできると、これが大きなメリットだということに思っております。これがこのたびのNPOへの切りかえの核心であります。

加えて、先ほどいろいろと申し上げましたけれども、町内各地をくまなく取材に歩くわけですから、そういうネットワークだとか、そういう取材のネタを利用して広報も一緒にやっただければ、一層町の職員がやっておる広報よりも内容の充実した身近な広報ができるのではないかと、こういう思いから、そういう話をしているわけです。ですから、繰り返しになりますけれども、このままいけば、やめられるというようなことが起きた時には非常に町も困るわけですから、そこがメリットだというぐあいに御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。74ページの商工費で、町観光協会補助金のことだったでしょうか。それで、さくらまつりに対しての補助金ということよろしいですね。

○議員（13番 亀尾 共三君） さくらまつりでなくて、一式飾りについての補助金はどうなのかということです。

○産業課長（景山 毅君） 失礼しました。産業課ではありませんでしたので。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。69ページの地籍調査の件で御質問をいただきました。地籍調査の進捗と最終年度の見込みということだったと思います。分厚い、お配りしております事業説明書にもありますけれども、平成21年度が2.1平方キロ、それから22年度は3.1平方キロというふうに大きく伸びております。これは22年度で臨時雇用さんもお世話になりながら進めてまいりますので、伸ばしております。22年度の最終の進捗率を21.8%まで上げる計画にしております。そういう進捗から見ますと、南部町の10カ年計画で見ますと、平成27年度末までに42%まで上げる計画にしております、最終残りがあと58%残るわけですが、これを今ぐらの進捗で割ってみますと33年というものが出ます。したがって、今見

込んでおります、想定できます完了年度は平成55年ごろというふうに考えております。

それから、75ページの道路改良ですけれども、入蔵線の膨らみがあるところは何だろうかという御質問かと思いますが、あそこは今、設計段階では緊急車両の停車帯というふうに考えています。救急車ですとか消防車ですとかが入ってきますと、すれ違いもできないような状況ですので、そういう広みをつくって緊急車両のすれ違いのための停車帯というものを設けたいと思っています。加えて常時は除雪車も曲がる場所もありませんし、寄せる場所もないものですから、そういった広みを使って除雪帯というふうな意味合いでも使っていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。先ほどの一式飾りの補助金の関係でございますけれども、議案書の93ページの方になります。文化財保護費の方の文化財保存会の補助金の方で一式飾りの方にも補助金を出すようにしております。

それから、83ページの要保護、準要保護の関係ですけれども、実態としまして、20年度で67人の方を対象にしております。21年度が63人、だんだん減少してる傾向がありますし、もちろん中学3年生卒業されれば該当から外れます。新入学の方にも、この説明会等で説明をしておりますけれども、申請の数の方が減少してる状況がありますので、実態に合わせた予算を組まさせていただきました。

それから、給食委託料、97ページの関係ですけれども、議員御指摘のとおり、会見給食センターを委託に出す関係で増額になっております。あわせまして、今まで委託から外しておりました機器の保守点検の関係とか、施設の維持管理関係もあわせて委託に出すようにしております。そのための増額になります。それから、会見給食センターでは、臨時的に雇用させていただきました人につきまして新たな委託業者の方で雇用をしてもらうようお願いはしております。本人さんが希望されれば、そのようになると思っております。それから、支払われる賃金のチェックはということを言われましたけれども、これはちょっとうちの方ではできないというふうに考えております。（「資料要求に対する答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 委員会で委員長がまた。

ほかにございませんか。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 大変私、不勉強で恐縮なんですけど、所管がどこなのか、一般会計なのか、あるいは病院会計なのか全くわからないもので、ちょっとお尋ねするんですけど、御承

知のように、18年に病院の改築に伴いまして医療器具等の購入という形で町民債というものを募集したと思います。そうしますと、私が思い違いでなければなんですけど、18年の3月に募集した、春の分の募集の方は、3月ということになりますと再来年、23年の春に満期になるわけなんですけど、その分の扱いの関係はどこに上がってくるのか。もし私の思い違いだったら、そういう形で説明をお願いしたいと思いますが、春の分は来年の3月というように私は解釈しとったもんで、もし違っとったら違うように御指導いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長です。病院会計の方にありますので、よろしくお願いいたします。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 何ページですかいね。

○議長（石上 良夫君） 病院会計の方で。

一般会計予算、よろしいですか。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 教育委員会の小学校管理費の赤い分厚いやつの421ページの中に、いろいろ細かい言葉で書いてありますが、以前、西伯小学校のグラウンドの冠水状態を改善するということで、近々に実施をしたいというお話がありましたが、この修繕費の中にそのものが入っておりますものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時06分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。421ページの方では、需用費の中で施設修繕料等が入っておりますけども、一応このたびの分では入れてはおりません。水がたまるというのは、たしかグラウンドと管理棟の間の遊具があるところだったと思いますけども、今回はこの時期まで工事を行ってきておりまして、子供たちが入れない状況になっておりまして、ことしの教室棟を行う中で対応できたらというふうに考えておりますけども、今の予算の中では計上しておりません。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ピンクの説明書の183ページ、一般質問でも若干質問いたしましたけれども、保育園の職員の配置問題でございます。答弁では、国の基準に直すということでございます。その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。21年度までは町の基準を定めて保育に当たっておりましたが、やはり国の基準に基づいて職員を適正な配置にするということにしたいということでございますので、よろしく願いいたします。これは財政的な理由が一番大きいところでございますけれども、町の超過負担、平成20年度では1億1,000万程度の負担が生じておまして、これを少しでも解消するというところで、国の基準に改めて運営をしていきたいという考えでございます。

○議長（石上 良夫君） 何か聞き取れなかったら。ちょっときちんと聞いてってください、何回も。

町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。平成20年度で約1億1,000万円の町の持ち出しがあるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 20年度で1億1,000万ということはわかりましたが、これによって幾らの減になるということでございますけれども、私は前から、いろんな質問の中で、南部町は保育園に対しては国より基準を上げてるんでという町長の答弁にもありましたが、これは前進するならばいいんですけども、後退をする人事配置だというぐあいに思っております。それで、先ほどの財政的な面でございますけれども、20年度は1億1,000万の負担ということでしたが、財政的な面ということで、下げるという意味だったというぐあいに思っておりますが、これで幾らの財源削減になると予定をされておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。14時30分、再開。それまで休憩。

午後2時11分休憩

午後2時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

資料の要求がいろいろありますけど、委員長通じて出されるものがあつたら出すようお願い

します。

それと、執行部の答弁ですけど、歯切れの悪い長い答弁もありますので、簡明に、きちっと、一発でオーケーになるような答弁をお願いいたします。

町民生活課長、分倉善文君。

○町民生活課長（分倉 善文君） 町民生活課長でございます。申しわけございませんでした。現実的には、保育園によって、また園児数によって去年とことしの園児数が違いますので、すぐには出てきません。例えば0歳児の場合、3人園児数があった場合には、ことし、21年度は2人の職員を配置しなければなりません。ですが、22年度からは1人の職員で見るというようなこととなりますので、その年度年度の園児数によって違ってくるといってございまして。それから、1歳児が4.5人が6人になりますので、これが5人だった場合には、21年度は2人職員がおらなければなりませんけども、22年度から1人で済むということの差異でございまして。単純計算で行いますと、賃金と報酬の差異、21年度と22年度の差は103万円の減でございまして。以上でございまして。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 雑賀議員の先ほどの質問の続きですけども、新しい基準でやられた場合と、これまでの基準でやられた、その具体的な資料をぜひ委員会の方に提出していただきたい。それで検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それで、私は、67ページの汗かく農業者のところをお聞きしたいと思います。これにいろいろな3項目の具体的な事業が今年度予算化されたわけですけども、最初の質問で私が聞いたところで、事業が予算化される過程で7名でしたか、検討をされたんだということなんですけども、この政策形成過程で実際に農業に携わってる方の事業要望というのがどれだけ、事業化していく現実性、実現性といえますか、そのあたりがどんだけ実態に沿ったものだろうかということを感じまして、7名の方は実際に農業でどのような経験をお持ちの方々が検討をされて、今回のこういう予算になってるのかということをお聞きしたいと思いますし、それから今現在といえますか、ホンモロコだとか、そういうようなことでは実際に経験者もおられるんですけども、それについてこの前の質疑の中では、そういうことも余り検討の中に入っていないような答弁だったので、本当にそういうことで今回のこういう提案になってるのかなと、そのあたりは町の大切な予算ですので、十分な検討をすべきだと思うんですけども、再度、その点よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。まず、職員の関係でプロジェクトチームを立ち上げ

たわけですけれども、その中に農業者といえますか、経験者は何人いるかということでございますけれども、私も、はっきりとどれぐらい農業に携わってるかというのは余りよくわかりません。ただ、農業をしておられたり、それなりに関心を持っておられる方がほとんどではないかなというふうに思っています。

その中で、いろいろ話があったのを聞きますと、やはり意欲のある方というのは、いろんな方面での意欲というのがあるわけですが、そういう人たちを支援をしていくということから、ここにはドジョウだとかコイだとかホンモロコという具体的に名前を上げてますけれども、これに限らず、そういうもの、何かにチャレンジしてみたいという方の意欲を買うということでございます。ここに書いてあるものじゃなくても、本当に自分がやってみたい、これで収入を上げてみたい、販売につなげたいという方を応援しようということですので、そういう意欲のある方をこちらの方からも探していきたいというふうに考えております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、今回の予算というのがちょっとよくわからなくなってくるんですけども、そうしますと、ここに書いてある予算というのは、何でもいいというふうに考えればいいんでしょうか。課長の話聞いてみますと、これに限らないんだということをおっしゃいますので、じゃあ、やる気のある人が自分の計画書をつくって、これで補助申請すると。でも、今回のちょっとよくわからないのは、補助の割合も決まってるんですよ。具体的にどういう対応をされようとしてるのかよくわからないので、再度よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。305ページ、ピンクでしたかいね、ありますが、305ページに個別の分を書いておりますけれども、確かに中身的には簡単に書いております。上の方に認定基準、販売を目的とした事業計画が必要ですと。これは当然自分の思いを書いていただくわけですが、それからそれに基づきまして認定審査会、本当にこれは大丈夫なのかなというようなところを審査をさせていただきたいというふうに思います。それに基づいて事業の妥当性だとか、そういうところをかんがみながら要件を採択していくというような形をとっていききたいというふうに思っています。中には、いろいろ話を聞いてますと、こういうことをやりたいんだけど、何かないかなという方はおられますので、そういう人を伸ばしていきたいというふうには考えております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 1 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、ご
ざいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 2 号、平成 2 2 年度南部町老人保健特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 3 号、平成 2 2 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 4 号、平成 2 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 5 号、平成 2 2 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 6 号、平成 2 2 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 7 号、平成 2 2 年度南部町公共下水道事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 8 号、平成 2 2 年度南部町介護サービス事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 2 9 号、平成 2 2 年度南部町墓園事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 3 0 号、平成 2 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 3 1 号、平成 2 2 年度南部町水道事業会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 3 2 号、平成 2 2 年度南部町病院事業会計予算。

7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 先ほど質問させていただきまして、病院企業の関係でということ
で載ってるということございまして、私も目を通しましたところ、予算書の方の病院会計の方
の 6 ページですか、その中の支出のところでは資本的支出ということでは企業債償還金 2 億 2, 5 8
0 万 2, 0 0 0 円ということで、その中だとわかったところではございますが、この町民債の扱い
が 5 0 万、1 0 0 万と 2 つに分けて募集されて、6, 9 0 0 万たしか当時応募があったというこ

とで、全部売却したというようにお聞きしておりました。それで、中身的にどういう形になるのか、この償還の中身ですね。それを改めてお尋ねしてみたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長でございます。企業債償還金は、22年度、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、2億2,580万2,000円と一番ピークを迎えます。これがミニ公募債の償還がちょうど重なるからでございます。23年の3月の28日までということになっております。利子につきましては、毎年度利子を補てんしておりますが、元金が6,900万、これがこし償還になります。利子が41万4,000円で、合わせまして6,941万4,000円、これがミニ公募債分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第33号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

あす12日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたし

ます。御苦労さんでした。

午後 2 時 4 2 分散会
